

令和 2 年 月 日法務大臣決定

令和 2 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 1 3 年法律第 8 6 号）第 7 条の規定及び法務省政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、法務省事後評価の実施に関する計画（以下「本実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和 2 年度の 1 年間とする。

2 政策体系

基本計画に基づく政策体系を、別紙 1 のとおりとする。

3 事後評価の対象とする政策

法務省の当面の重要施策及び成果重視事業（注）を含む施策を中心として、1 年から 5 年程度の周期で事後評価の対象とする。

事後評価の対象施策を別紙 2 のとおりとし、本実施計画における当該各施策に係る評価等の実施内容を別紙 3 のとおりとする。

4 実施計画の見直し

本実施計画は、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査及び研究の成果並びに開発の動向等を踏まえ、適宜適切に政策所管部局の意見を聴いた上で、所要の見直しを行うものとする。

（注）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 5」（平成 1 7 年 6 月 2 1 日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度を定着させるために導入されたもの。

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

(5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて，人材育成，広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言**（内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策を含む。）

- 4 **再犯の防止等の推進**（再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づく施策の推進を図る。）

- (1) **国と地方公共団体が連携した取組の実施**（国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに，その成果に基づく取組の展開を図る。）

- 5 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

- 6 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

- 7 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に關し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的对処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

V 出入国の公正な管理

- 13 出入国の公正な管理（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

| 政策体系 | | 備考 |
|--|--|--------|
| 基本政策 | | 評価時期 |
| 政策 | | |
| 施策 | | |
| I 基本法制の維持及び整備 | | |
| 1 基本法制の維持及び整備 | | |
| | (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 | 審議対象 |
| 2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 | | |
| | (1) 総合法律支援の充実強化 | — |
| | (2) 法曹養成制度の充実 | 審議対象 |
| | (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 | 審議対象 |
| | (4) 法教育の推進 | 審議対象 |
| | (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 | 審議対象 |
| 3 法務に関する調査研究 | | |
| | (1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 | 審議対象 |
| II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 | | |
| 4 再犯の防止等の推進 | | |
| ※ | (1) 国と地方公共団体が連携した取組の実施 | モニタリング |
| 5 検察権の適正迅速な行使 | | |
| | (1) 適正迅速な検察権の行使 | — |
| | (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 審議対象 |
| 6 矯正処遇の適正な実施 | | |
| | (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 | 審議対象 |
| | (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 | 審議対象 |
| | (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施 | 審議対象 |
| 7 更生保護活動の適切な実施 | | |
| | (1) 保護観察対象者等の改善更生等 | 審議対象 |
| ※ | (2) 医療観察対象者の社会復帰 | モニタリング |
| 8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 | | |
| | (1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 | 審議対象 |
| 9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定 | | |
| | (1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定 | — |
| III 国民の権利擁護 | | |
| 10 国民の財産や身分関係の保護 | | |
| ※ | (1) 登記事務の適正円滑な処理 | モニタリング |
| | (2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 | 審議対象 |
| | (3) 債権管理回収業の審査監督 | 審議対象 |
| 11 人権の擁護 | | |
| ※ | (1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 | モニタリング |
| IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 | | |
| 12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 | | |
| ※ | (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理 | モニタリング |
| V 出入国の公正な管理 | | |
| 13 出入国の公正な管理 | | |
| | (1) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 | 審議対象 |
| VI 法務行政における国際化対応・国際協力 | | |
| 14 法務行政における国際化対応・国際協力 | | |
| | (1) 法務行政の国際化への対応 | — |
| | (2) 法務行政における国際協力の推進 | 審議対象 |
| VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 | | |
| 15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 | | |
| | (1) 法務行政に対する理解の促進 | — |
| | (2) 施設の整備 | — |
| | (3) 法務行政の情報化 | — |
| | (4) 職員の多様性及び能力の確保 | — |

事後評価対象施策に係る評価等の実施内容

目 次

令和2年度事後評価の実施に関する計画

| | |
|---|-----|
| (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 | 8 |
| (2) 法曹養成制度の充実 | 13 |
| (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 | 27 |
| (4) 法教育の推進 | 30 |
| (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 | 35 |
| (6) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (薬物事犯者に関する研究) | 38 |
| (7) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (第5回犯罪被害実態(暗数)調査) | 50 |
| (8) 国と地方公共団体が連携した取組の実施 | 61 |
| (9) 検察権行使を支える事務の適正な運営 | 64 |
| (10) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 | 70 |
| (11) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 | 74 |
| (12) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施 | 82 |
| (13) 保護観察対象者等の改善更生等 | 87 |
| (14) 医療観察対象者の社会復帰 | 97 |
| (15) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った 団体の規制に関する調査等 | 101 |
| (16) 登記事務の適正円滑な処理 | 111 |
| (17) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 | 119 |
| (18) 債権管理回収業の審査監督 | 126 |
| (19) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害 による被害の救済及び予防 | 130 |
| (20) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理 | 139 |
| (21) 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 | 144 |
| (22) 法務行政における国際協力の推進 | 153 |

令和2年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等

(法務省2-(1))

| | |
|------------|--|
| 施策名 | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 |
| 担当部局名 | 大臣官房秘書課政策立案・情報管理室, 民事局総務課, 刑事局総務課 |
| 施策の概要 | 情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と, 我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資するものとする。 |
| 政策体系上の位置付け | 基本法制の維持及び整備 (I-1-(1)) |
| 政策評価実施予定時期 | 令和7年8月(令和3年8月は中間報告) |
| 評価方式 | 総合評価方式 |

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため, 国民や企業の活動に関わる民事・刑事の基本法について, 抜本的な見直しが求められており, 法務省では, 平成13年度から, 集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら, 民事基本法制は, 国民生活の様々な分野に関係し, また, 様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって, その内容は膨大であるため, 情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や, 関係各界から見直しに関する提言や指摘がなされている分野が多数存在している。

一方, 刑事基本法制については, 近年の社会情勢の複雑化・多様化に伴い, 様々な違法行為や不正行為が後を絶たず, その刑事責任の在り方が問われている。今後とも, 我が国の治安及び社会秩序の維持を図っていくためには, そのような社会情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように, 依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く, 民事・刑事基本法制の整備は, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2) 目的・目標

上記の課題に対応するためには, まず, 社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え, 民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって, 国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され, 我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また, 社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように, 刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって, 「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し, 社会の安定に資することとなる。

さらに, 国民に分かりやすい司法を実現するためには, 法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって, 明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとする事となる。

法務省では, 平成13年度以降, 経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み, 平成22年度及び平成27年度に評価を行い, 令和2年度にも評価を行う予定である。しかし, 依然として存在する課題・ニーズに対応するため, 継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

4. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第3条、第4条第1項第1号、第4条第1項第2号^{*1}

5. 備考

*1 「法務省設置法」（平成11年法律第93号）

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2・3 （略）

（所掌事務）

第4条 法務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

2 （略）

| 目的・目標の具体的内容 | 法整備の具体的内容 |
|--|---|
| 【民事関係】 | |
| <p>土地の所有者が死亡しても相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない所有者不明土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている近年の社会経済情勢に鑑み、相続等による所有者不明土地の発生を予防するための仕組みや、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組みを早急に整備する観点から民法、不動産登記法等の見直しを行う。</p> | <p>〔民法等〕 ・民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の見直し</p> |
| <p>公益信託制度については、平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、所要の見直しを行うこととされている。</p> <p>そこで、公益法人制度改革の内容や、実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。</p> | <p>〔公益信託ニ関スル法律等〕 ・公益信託ニ関スル法律の見直し</p> |
| <p>児童虐待が社会問題となっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定の見直しを行う。</p> | <p>〔民法〕 ・親子法制（懲戒権・嫡出推定規定）の見直し</p> |
| 【刑事関係】 | |
| <p>近時、刑が確定した者又は保釈中若しくは保釈を取り消された被告人等が逃亡する事案が発生している実情に鑑み、これらの者の逃亡を防止し、身柄の収容を確実かつ迅速に行えるようにするための方策等に関する刑事法の整備について、必要な検討を行う。</p> | <p>〔刑事訴訟法等〕 ・刑事訴訟法等の見直し</p> |

参 考

※平成27年度から令和元年度までに整備済みのもの

| 目的・目標の具体的内容 | 法整備の具体的内容 |
|---|---|
| 【民事関係】 | |
| <p>社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに、国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から、民事基本法典である民法のうち、債権関係の規定について、制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して、できる限り明文化するとともに、現代社会に適合しない規定を改める等、民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。</p> | <p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（債権関係）の見直し |
| <p>国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ、人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。</p> | <p>〔人事訴訟法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備 |
| <p>商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応、荷主、運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整、海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から、商法等のうち、運送・海商関係を中心とした規定について、現代社会に適合しない規定を改めるとともに、片仮名文語体の条文を現代語化するなど、全般的な見直しを行う。</p> | <p>〔商法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商法（運送・海商関係）等の見直し |
| <p>相続法制については、配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降、大きな法改正はされていない。しかしながら、高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、残された配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで、相続法制について全般的な見直しを行う。</p> | <p>〔民法等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（相続関係）の見直し |
| <p>民事執行法は、昭和54年に制定された後、社会情勢の変化等に応じ、所要の改正が行われてきたところであるが、近時、債務者財産の開示制度の実効性の向上、不動産競売における暴力団員の買受けの防止、子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など、民事執行手続についての検討課題が指摘されている。そこで、</p> | <p>〔民事執行法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行法制の見直し |

| | |
|--|---|
| <p>これらの点について，民事執行法制の所要の見直しを行う。</p> | |
| <p>最高裁大法廷は，平成27年12月16日，女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第1項の規定について，再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示した。同条は婚姻の要件に関する規定であることから，違憲状態を速やかに是正し，国民の混乱を回避する必要がある。そこで，上記規定等の改定を行う。</p> | <p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（第733条第1項等）の見直し |
| <p>多くの18歳，19歳の者が，自ら就労して金銭を得たり，一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で，憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや，諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて，民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。</p> | <p>[民法等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法（第4条等）の見直し |
| <p>近年における社会経済情勢の変化等に鑑み，株主総会に関する手続の合理化や，役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備，社債の管理の在り方の見直し，社外取締役を置くことの義務付けなど，企業統治等に関する規律の見直しの可否を検討の上，当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。</p> | <p>[会社法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法制（企業統治等関係）の見直し |
| <p>特別養子制度は，昭和62年の制度創設から現在まで見直しがされていないが，児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を与えるための手段の一つとして活用すべきとの指摘がある。そこで，同制度の利用を促進する観点から，同制度に関する規律の見直しを行う。</p> | <p>[民法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養子制度の見直し |

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（2））

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 法曹養成制度の充実 |
| 担当部局名 | 大臣官房司法法制部司法法制課 |
| 施策の概要 | 高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。 |
| 政策体系上の位置付け | 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I-2-（2）） |
| 達成すべき目標 | <p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙1）に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、主に法務省が担当する以下の事項につき、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」（別紙2 以下「連携法等一部改正法」という。）の成立を踏まえ、関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動領域の拡大に向けた、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備 ・法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証 ・司法試験の在り方の検討 ・法曹養成制度改革に関し、関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議¹が置かれ、同検討会議の行った取りまとめに基づき、平成25年7月、法曹養成制度関係閣僚会議決定（別紙3）がなされた。</p> <p>法務省では、同閣僚会議決定に基づき、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会²を設けるとともに、同懇談会の下に、日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の三つの分科会を設置し、法曹有資格者の活動領域の拡大について検討及び施策の試行等を行い、その成果等を踏まえた取りまとめを行い、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。</p> <p>また、前記閣僚会議決定を踏まえ、政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、平成25年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成）において、平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。）がなされた。</p> <p>推進会議決定においては、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくために、活動領域に関する取組のほか、司法試験の在り方の検討、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証等を行うこととされた。</p> <p>また、後述のとおり、上記のような推進会議決定を踏まえた各種取組に関連して、令和元年6月19日、法科大学院改革・司法試験制度の見直しを内容とする連携法等一部改正法が成立した。</p> |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <p>○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）</p> <p>○法曹養成制度改革の推進について（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）</p> <p>○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）</p> |

| | |
|----------------|--------|
| 政策評価実施 予定時期 | 令和3年8月 |
|----------------|--------|

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|-----------------------------------|----|------|--|
| | | 基準年度 | 2年度 |
| 1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施 | — | — | 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境を整備する。 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法曹有資格者の活動領域の拡大については、平成27年5月の法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや、同年6月の推進会議決定において、今後も関係機関の協力を得て、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされたことを踏まえ、上記目標を設定することとした。

具体的には、下記参考指標として国の機関における弁護士の本職者数、地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員数、企業内弁護士数を参考にしつつ、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

元年度

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや、推進会議決定においては、今後も、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会³（以下「連絡協議会」という。）を開催し、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組について、関係省庁や関係機関、国・地方自治体等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行ったほか、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外の調査国に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士の支援の在り方等に関する調査及び過去の調査結果のアップデート調査を行っている（新規調査はカンボジア王国、アップデートはタイ、インド、ミャンマーについて実施予定。）。

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|------------------------------------|----------|-------|-------|-------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 国の機関における弁護士の在職者数 | 367 | 382 | 399 | 400 | 集計中 |
| 地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員数（日本弁護士連合会調べ） | — | 106 | 136 | 172 | 189 |
| 企業内弁護士数（日本組織内弁護士協会調べ） | 1,442 | 1,707 | 1,931 | 2,161 | 集計中 |

施策の進捗状況（目標）

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 2年度 |
|------|----|------|-----|
| | | — | — |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成27年6月の推進会議決定では、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を輩出していくための取組として、法務省において、司法試験の在り方の検討、法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積・検証等の取組を行うとされ、さらに、文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備して、両省が行うべき取組、関係機関・団体に期待される各取組の進捗状況を適時に把握するとされたことを踏まえ、上記目標を設定することとした。

具体的には、下記参考指標に掲げる閲覧件数及び志願者数を参考にしつつ、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

元年度

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

本年度は連絡協議会を2回【P】開催し、①国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口に関する各種データ、③令和元年司法試験及び司法試験予備試験の結果、④法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

また、推進会議決定に掲げられた検討課題には司法試験受験資格の見直しは含まれていないものの、上記のような推進会議決定を踏まえた各種取組に関連し、法曹志望者の時間的・経済的負担の更なる軽減を図るための方策として、法科大学院改革を前提とした司法試験制度の見直し（司法試験の法科大学院在学中受験資格を導入する制度改革）について文部科学省と共に検討を進め、第198回国会において、上記内容を含む「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、令和元年6月19日に成立した。

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|----------------------------------|----------|--------|--------|--------|-------|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）※ | 2,991 | 10,166 | 10,270 | 10,537 | 集計中 |
| 法科大学院志願者数（人）（文部科学省調べ） | 10,370 | 8,278 | 8,160 | 8,058 | 9,117 |

※法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------|----------------|------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究 (平成26年度) | 17百万円 (17百万円) | 8百万円 (8百万円) | 9百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」については、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国についても、他の情報との差別化を図るためアップデート調査を行うものである。 | | | | — | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|------------------|----------------|------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | 17百万円 (17百万円) | 8百万円 (8百万円) | 9百万円 | — |

*1 法曹養成制度検討会議 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00001.html)

*2 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html)

*3 法曹養成制度改革連絡協議会 (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html)

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成 27 年 6 月 30 日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

○ 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

○ 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要

趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

概 要

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

(1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
- (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
 - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
 - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

(2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

(3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

(4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求められることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

2. 学校教育法の一部改正【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】

※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に閣僚会議で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

法務省2-(3)

| | |
|-------------------------------|--|
| 施策名 | 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 |
| 担当部局名 | 大臣官房司法法制部審査監督課 |
| 施策の概要 | 国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。 |
| 政策体系上の位置付け | 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(3)) |
| 達成すべき目標 | 認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査を行い、民間紛争解決手続 ¹⁾ の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者 ²⁾ 数の増加を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） ³⁾ は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。 国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続 ⁴⁾ を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。 |
| 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定） II-第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） II-第1-8-(2)-イ ⁵⁾ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号） ⁶⁾ |
| 政策評価実施予定時期 | 令和5年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | |
|---|-----|----------|-----|-----|-----|
| | | 基準年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 1 活動中の認証紛争解決事業者の総数 | 140 | 27年度 | 160 | 164 | 168 |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | |
| <p>認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。</p> <p>そのため、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。</p> | | | | | |

そして、事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから、本測定指標を用いた評価を3年後とした。

なお、認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み、認証事業者数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証を行うのが相当とは考えられないことなどから、認証申請を検討している者からの相談件数を、参考指標とした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---------------------|----------|------|------|------|-----|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 活動中の認証紛争解決事業者の総数 | 140 | 148 | 149 | 157 | 集計中 | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 認証申請を検討している者からの相談件数 | 23 | 23 | 27 | 27 | 集計中 | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------|-----------------|------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①裁判外紛争解決手続(A DR)認証制度実施 (平成19年度) | 12百万円 (11百万円) | 10百万円 (9百万円) | 9百万円 | - | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査・指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 認証の申請を検討している者を対象として、申請の手続を適正円滑に行うことができるよう、申請書類等を提出する前に、その内容についての相談を行っている。 | | | | - | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|-----------|------------------|-----------------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | | 12百万円 (11百万円) | 10百万円 (9百万円) | 9百万円 |

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号)は、民間紛争解決手続の業務

につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html>）。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日司法制度改革審議会決定）

Ⅱ－第1－8－（1）ADRの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ADR）手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど、柔軟な対応も可能である。（中略）ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「認証紛争解決手続」

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）第5条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

*5 「司法制度改革推進計画」（平成14年3月19日閣議決定）

Ⅱ－第1－8－（2）－イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。（本部）

*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（平成16年法律第151号）

（目的）

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることに鑑み、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の完成猶予等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（4））

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 法教育の推進 |
| 担当部局名 | 大臣官房司法法制部司法法制課 |
| 施策の概要 | 国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。 |
| 政策体系上の位置付け | 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I-2-（4）） |
| 達成すべき目標 | 教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>近年、社会はグローバル化が進展し、異なる価値観を有する者同士が協働する機会が増加するなど、その複雑困難さを増しているところ、このような状況下においても自由で公正な社会を維持していくために、それを支える人材の育成が強く求められている。</p> <p>そのためには、法律専門家ではない一般の人々が、様々な人々が社会で共生する上で、法やルールが不可欠なものであることを理解し、多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ることのできる資質や能力を身に付ける必要がある。</p> <p>このような資質や能力の育成は、児童生徒の発達過程を通じた長期間を要するものであることから、それを達成するための第一次目標として、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実の実現を設定し、そのための行政手段として、法教育への関心度の測定、教員や教育関係者に対する「広報活動等の実施による法教育に対する理解の促進」及び「利便性の高い法教育教材の提供」を選定した。</p> |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定） IV-第2-2 司法教育の充実¹ ○消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更） II-3-（4） 法教育² ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） III-3-（6）-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定³ ○消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定） 第4章-4-（2） 消費者教育の推進⁴ ○第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定） V-第5-1-（7） 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発⁵ ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） II-第6-2-（2）-①-イ 法教育の充実⁶ ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第2章-5-（7）-② 治安・司法⁷ |
| 政策評価実施 | 令和3年8月 |

| | |
|------|--|
| 予定時期 | |
|------|--|

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 | | | | |
|--|-----|------|----------|--------|--------|--------|-----|
| | | 基準年度 | 2年度 | | | | |
| 1 法務省ホームページ内の法教育関連ページのアクセス件数 | — | 元年度 | 対前年度増 | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | |
| <p>法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、教員及び教育関係者を含む国民の法教育への関心度を測るための指標として有効であり、また、アクセス件数の変動は、周知・広報が効果的かどうかの評価を行う指標としても有効であることから、同アクセス件数を指標とし、対前年度増を目標値とした。</p> | | | | | | | |
| 過去の実績 | | | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 法務省ホームページ内の法教育関連ページ ⁹ へのアクセス件数 | | | 21,384 | 21,714 | 27,245 | 36,366 | 集計中 |

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） | | | | |
|--|----|------|--|------|------|------|-----|
| | | 基準年度 | 2年度 | | | | |
| 2 協議会等の活動状況 | — | — | <p>法教育推進協議会⁹及び部会¹⁰（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査¹¹の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p> | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | |
| <p>法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があるところ、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催し、法教育に関する協議・情報交換等を行うことや、学校における法教育の実践状況等を調査し、既存教材の改定や新規教材の作成を行うことが重要であることから、協議会等における協議・情報交換等を目標とし、その活動状況を測定指標とした。</p> | | | | | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | | |
| 元年度 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 参考指標 | | | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |

| | | | | | |
|--------------|---|---|----|----|-----|
| 協議会等の開催実績（回） | 5 | 8 | 10 | 11 | 集計中 |
|--------------|---|---|----|----|-----|

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） | | |
|----------------------------------|----|------|---|--|--|
| | | 基準年度 | 2年度 | | |
| 3 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況 | — | — | 法教育活動（教材作成，授業実施等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる。 | | |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法教育の推進のためには，具体的な法教育活動（教材作成，授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに，教員及び教育関係者を含む国民の意識，関心を高めるべく，幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから，これらを積極的に実施することを目標とした。具体的には，法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業の実施回数や，教員向けに開催する法教育セミナーの結果なども参考にしつつ，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

元年度

—

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|---|----------|-------|-------|-------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 法教育授業実施回数（回） | 2,947 | 3,167 | 3,553 | 3,948 | 集計中 |
| 教員向け法教育セミナー参加者に対するアンケート結果（法教育授業を実践してみたいと思った割合）（％） | — | — | — | — | 92 |

| 達成手段 （開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|------------------|------------------|------------------|-------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①法教育の推進 （—年度） | 21百万円 （16百万円） | 22百万円 （13百万円） | 29百万円 | — | 1, 2, 3 |

達成手段の概要等

学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現するため，協議会等を開催し，法教育教材の作成や法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討など，法教育に関する協議・情報交換等を行う。また，具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに，国民の意識・関心を高めるべく，幅広い層を対象にした広報活動等を行う。

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|-----------|------|-----|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | | | | |

| | | | | |
|--|------------------|------------------|-------|---|
| | 21百万円 (16百万円) | 22百万円 (13百万円) | 29百万円 | — |
|--|------------------|------------------|-------|---|

- *1 「司法制度改革推進計画」(平成14年3月19日閣議決定)
 IV-第2-2 司法教育の充実
 学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。
- *2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)
 II-3-(4) 法教育
 法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方(私的自治の原則、契約自由の原則など)を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。
- *3 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)
 III-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定
 更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。
- *4 「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定)
 第4章-4-(2) 消費者教育の推進
 法教育(中略)などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。
- *5 「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)
 V-第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発
 法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。
- *6 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)
 II-第6-2-(2)-①-イ 法教育の充実
 法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。
- *7 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)
 第2章-5-(7)-② 治安・司法
 (前略)法教育を推進し、民事司法制度改革を政府全体で進める。
- *8 法務省ホームページ内の法教育関連ページ
<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>
- *9 「法教育推進協議会」
 平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*10 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成28年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

*11 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成24年度から平成27年度にかけて小・中・高等学校における法教育の実践状況調査を行った。その後、選挙権年齢の引下げ（平成28年6月）、成年年齢の引下げ（令和4年4月）、新学習指導要領への移行（令和2年度から順次実施）等、学校を取り巻く環境は大きく変化している状況にあることから、令和元年度には小学校を対象に再度の調査を行った。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（5））

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 |
| 担当部局名 | 大臣官房国際課 |
| 施策の概要 | 国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。 |
| 政策体系上の位置付け | 司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I-2-（5）） |
| 達成すべき目標 | 我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の中間とりまとめ（平成30年4月）において、仲裁人等の人材育成、企業への広報・意識啓発、施設整備等の基盤整備に官民が連携して取り組むことが指摘されたことを踏まえ、令和元年度から、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を包括的かつ実効的に進めるための調査検討を委託業務により実施していることから、上記目標を設定した。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○経済財政運営と改革の基本方針2019 ¹ （令和元年6月21日閣議決定） ○成長戦略フォローアップ ² （令和元年6月21日閣議決定） |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|---|----|------|---|
| | | 基準年度 | 2年度 |
| 1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況 | — | — | 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。 |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | |
| <p>令和元年度から「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を包括的かつ実効的に進めるための調査検討を委託業務により実施しているところ、その成果を施策に反映させることにより、日本における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を推進するため、上記目標を設定した。</p> <p>評価に当たっては、測定指標のみならず、下記参考指標に掲げる日本における国際仲裁の取扱件数等の実績値を含め、調査検討状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p> | | | |

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | |
|---|----------|------|------|------|-----|
| 元年度 | | | | | |
| - | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 日本における国際仲裁取扱件数 | - | - | - | - | 集計中 |
| セミナー・シンポジウム参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等）に対するアンケート調査結果（理解や関心が高まった者の割合） | - | - | - | - | 集計中 |
| 人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人等となりうる弁護士等）に対するアンケート調査結果（積極的な評価をした者の割合） | - | - | - | - | 集計中 |

| 達成手段 （開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|-----------|------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託 （令和元年度） | - | - | 290百万円 | - | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等への広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括的かつ実効的に進め、国際仲裁取扱件数の増加、国際仲裁人材の増加に繋げるための調査検討を委託業務により行う。調査委託業務の実施に当たっては、実際に仲裁実施が可能な施設を確保し、同施設において現実の仲裁審問手続を行う中で、人材育成手法や広報・意識啓発方法をはじめ、施設規模や設備内容等を踏まえた在るべき仲裁施設の運営方策を検討し、これらの活性化策を有機的に関連させた上で、国際仲裁取扱件数を増加させるための抜本的方策を検討する。 | | | | - | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|-----------|------|--------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | - | - | 290百万円 | - |

*1 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

5. 重要課題への取組

(7) 暮らしの安全・安心

②治安・司法

国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。

*2 「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)

I. Society 5.0の実現

10. 海外の成長市場の取り込み

(2) 新たに構ずべき具体的施策

ii) 日本企業の国際展開支援

③中堅・中小企業の海外展開支援

イ) 海外進出支援

国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。

令和2年度事後評価の実施に関する計画

| 1. 施策名等 | | (法務省2-(6)) |
|------------|--|------------|
| 施策名 | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (薬物事犯者に関する研究) | |
| 担当部局名 | 法務総合研究所総務企画部企画課 | |
| 施策の概要 | 内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。 | |
| 政策体系上の位置付け | 法務に関する調査研究 (I-3-(1)) | |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 | |
| 評価方式 | 事業評価方式 | |

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

平成27年版犯罪白書によると、覚せい剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるものの、毎年1万人を超える状況が続いており、入所受刑者全体に占める割合も依然として高い水準にある。また、近年では、若年層を中心にいわゆる危険ドラッグに係る犯罪の検挙人員が増加しており、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めている。さらに、薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており、平成27年版犯罪白書によると、出所受刑者の5年以内累積再入率^{*1}は、覚せい剤取締法違反で最も高く、出所者の約半数の者が出所年を含む5年以内に刑事施設に再入所している現状にある。

こうした中、「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」(平成25年法律第50号)が施行され、今後、薬物事犯者の様々な特性を踏まえた処遇の一層の充実が必要な状況にある。「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)^{*2}においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が求められており、特に、女性受刑者に特有の問題性に着目した効果的な指導・支援方策という観点からの要請もなされている。

以上のような状況の下、薬物犯罪に関連する法務総合研究所研究部の先行研究を見ても、「薬物犯罪の現状と対策」と題して特集を組んだ平成7年版犯罪白書では、薬物乱用問題の国際的動向、我が国における薬物犯罪の動向、薬物事犯者の特質、諸外国における薬物犯罪とその取締の現状を幅広く紹介しているが、その後、約20年が経過している。また、「再犯防止施策の充実」と題して特集を組んだ平成21年版犯罪白書では、覚せい剤事犯受刑者を対象とした調査を実施し、その再犯の実態と再犯要因等を取り上げているが、窃盗事犯者との同時調査であったこともあり、薬物事犯者の特性に関する調査項目は限られており、薬物依存者への処遇の在り方を検討するために有用な精神医学や心理学等の観点からは十分に調査されていない。

以上を踏まえて、本研究では、薬物事犯者に対する有効な方策を講じる上での資料を提供するため、主として次の二つの観点から研究を行うこととする。第一に、我が国の薬物犯罪に係る動向を見るとともに、近時の薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観し、我が国における今後の施策を検討するための基礎資料を提供する。第二に、薬物事犯者の諸特性について、刑事政策的な観点に加えて、精神医学・心理学等の観点も含めて多角的に把握し、対象者の特性等に応じた指導及び支援に資する基礎資料の提供を目指すこととする。

(2) 目的・目標

本研究の目的は「我が国の薬物犯罪に係る動向を見ること及び薬物事犯者に対する

諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え、薬物事犯者の特性等を多角的に検討し、もって、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成29年度から平成30年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 我が国における薬物犯罪の動向

警察、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階での統計資料に基づき、薬物犯罪の発生状況や薬物事犯者の処遇状況等について分析する。統計資料が入手できる範囲において可能な限り幅広い規制薬物に関する動向調査を行うほか、薬物の自己使用者等に対する刑の一部の執行猶予制度の運用状況についても概観する。

(イ) 諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等に関する調査

諸外国における薬物事犯者に対する各種施策等について最新の知見を幅広く収集し、整理して提示する。

(ウ) 薬物事犯者に係る実態調査

刑事施設に在所している薬物事犯受刑者を対象とし、質問紙調査を実施し、危険ドラッグを含む使用薬物の範囲、薬物依存の程度（処方薬依存を含む。）、薬物の影響下における違法行為の有無、抑うつ・食行動異常等の併存する精神症状、自傷行為を含む故意に自己を損する行為、断薬と再使用の契機、児童期の被虐待体験等について調査し、性差等の観点から分析を行う。

(エ) 実地調査

再犯防止総合対策に係る国の機関をはじめ、民間の医療機関等において実施されている各種取組に関する実地調査（海外での調査を含む。）を行う。

ウ 共同研究者

精神医学等の分野における学識経験者を共同研究者とする。

エ 成果物の取りまとめ

上記を総合して、薬物犯罪及び薬物事犯者の実態を明らかにし、これらの者に対する再犯防止対策の課題と今後の在り方を取りまとめて、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準（別紙1）第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った（各評価項目の評点は別紙2のとおりである。）。

(1) 必要性

本研究の対象者である薬物事犯者については、法務省の重要施策である「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）においても、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されているなど法務省の施策と密接に関連しており、実施の必要性が極めて高い。また、精神医療の領域においては、薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。さらに、刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦眉の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められ、こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高い。

ーマである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中30点である。

(2) 効率性

本研究の実態調査では、主たる罪名が覚せい剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるような調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。また、検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用し、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法も適切なものとなる見込みである。さらに、本研究に用いるデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は30点中27点である。

(3) 有効性

本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」^{*3}及び「世界一安全な日本」創造戦略^{*4}に沿ったものである。また、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や、薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する1項目の評点は10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3 再犯防止のための重点施策

1－（3）女性特有の問題に着目した指導及び支援

1－（4）薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

○「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議）

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

○「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ 戦略の内容

3－（1）－⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

3－（3）－④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

6. 備考

○平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」

○平成7年版犯罪白書「薬物犯罪の現状と対策」

○昭和57年版犯罪白書「薬物犯罪の動向と対策」

○研究部報告34「薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究－オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国－」

○研究部報告27「アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究」

*1 5年以内累積再入率

出所年を含む5年以内に受刑のため刑事施設に再入所した者の率をいう。

*2 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

第3－1－（3）女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

第3－1－（4）薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

*3 「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議）

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

*4 「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

Ⅲ－3－（1）－⑤ 薬物事犯者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設等における薬物依存の問題を抱える者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた、実施体制の見直しを行う。また、刑の一部の執行猶予制度の施行を見据

え，地方更生保護委員会及び保護観察所が，個々の対象者の再犯リスクを適切に把握した上で，専門的な処遇プログラムによる指導，薬物依存症の治療を受けるための調整，帰住先や就労先の確保に向けた支援，薬物事犯者の家族等に対する相談支援等を，医療・保健・福祉機関，民間支援団体等との更なる連携策を検討しつつ実施する。

Ⅲ－３－（３）－④ 刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた対応

犯罪者に対する処遇を充実させてその再犯の防止を図る観点から，施設内処遇と社会内処遇の有機的な連携を実現するため，懲役刑又は禁錮刑の一部について執行を猶予し保護観察に付することも可能とする刑の一部の執行猶予制度の施行に向けた準備及び施行後における適正な運用を行う。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【薬物事犯者に関する研究】

| 評価項目 | 評価 | 評点 | 参考 | |
|------|--|----|-----|--|
| 必要性 | 1 法務省の施策に関連して必要なものか。 | A | 10点 | 薬物事犯者の再犯率が他の犯罪類型の者と比べて高いことが繰り返し指摘されており、「再犯防止に向けた総合対策」においては、薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援の強化が重点施策として明示されている。また、本年6月には、薬物事犯者等に対する刑の一部の執行猶予制度が運用開始となる見込みである。このように、本研究は、法務省の重要な施策と密接に関連しており、実施する必要性が極めて高い。 |
| | 2 代替性のない研究であるか。 | A | 10点 | 精神医療の領域において薬物事犯者に関する先行研究はあるものの、検察・矯正・更生保護にまたがる広範囲な動向調査や、受刑者を対象とした大規模な質問紙調査に関して法務総合研究所以外の研究機関等で同様の研究を行うことは著しく困難であり、他に代替性のない研究である。 |
| | 3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。 | A | 10点 | 刑の一部の執行猶予制度の運用が開始されるなど薬物事犯者への処遇の充実強化が焦眉の課題であるほか、近年では、危険ドラッグの影響下における各種犯罪が社会的な注目を集めるなど使用薬物の多様化も認められる。こうした情勢において、薬物事犯者の実態を早急に明らかにし、基礎資料として提供する価値は高く、早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。 |
| 効率性 | 4 研究における調査対象の設定が適切であるか。 | A | 10点 | 実態調査では、主たる罪名が覚せい剤取締法違反に該当する全国の受刑者を調査対象とし、女子受刑者についても詳細な検討が可能になるよう相応数を確保する予定である。また、危険ドラッグ等を含めた多剤乱用の実態も把握できるよう調査項目を設定する予定である。このような対象者及び調査項目の設定により、性別、年齢層、犯罪性の進捗等の対象者の特性に応じた調査分析が可能となるほか、そうした特性と使用薬物の範囲等も詳細に検討できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。 |
| | 5 研究の実施体制・手法が適切であるか。 | B | 7点 | 具体的な調査手法や調査項目等については今後さらに検討の余地があるものの、検察・矯正・更生保護の実務経験を有する研究官・研究官補に加えて、共同研究者として学識経験者の知見を積極的に活用する予定であり、また、研究設計の段階から、用いる統計手法に適した調査項目を設定し、多様な観点から分析を加える予定であることから、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。 |
| | 6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。 | A | 10点 | 本研究に用いるデータの入手方法は、公刊されている外国語資料のほか、法務省機関としての利点を生かしたものである。その分析方法も、主として、研究官が専門的知見をもって既存の設備・備品等を活用して行うものであって、研究手法は、費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。 |
| 有効性 | 7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。 | A | 10点 | 本研究は、「再犯防止に向けた総合対策」、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「世界一安全な日本」創造戦略に沿ったものである上、諸外国における薬物事犯者に対する各種施策・取組を広く紹介している研究や薬物事犯者の特性について、刑事政策的な観点のほか、精神医学・心理学等の観点から多角的に検討した研究は少ないため、同対策を所管する部局による法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に、大いに利用される見込みである。 |

評点合計： 67点 / 70点

令和2年度事後評価の実施に関する計画

| 1. 施策名等 | | (法務省2-(7)) |
|------------|--|------------|
| 施策名 | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 (第5回犯罪被害実態(暗数)調査) | |
| 担当部局名 | 法務総合研究所総務企画部企画課 | |
| 施策の概要 | 内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定, 国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。 | |
| 政策体系上の位置付け | 法務に関する調査研究 (I-3-(1)) | |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 | |
| 評価方式 | 事業評価方式 | |

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

効果的な刑事政策を考える場合, その前提として, 犯罪情勢を正確に把握することが不可欠である。そのための方法としては, ①警察等の公的機関に認知された犯罪件数を集計する方法(受理統計)と, ②受理統計によっては把握できない「暗数」, すなわち, 認知件数と実際に発生している事件数との間の差を, 一般国民を対象としたアンケートによって調査する方法(暗数調査)がある。

認知件数と暗数は, 犯罪情勢を知る上で表裏一体のものであり, お互いを相補う形で活用することによって, 効果的な被害者施策, 特定の犯罪類型の被害実態把握に基づく効果的な犯罪予防対策などを考えることができる。

従前, 法務総合研究所では, 国連が1989年以降, 世界規模で定期的実施していた暗数調査である国際犯罪被害実態調査(International Crime Victimization Survey, ICVS)の第4回(2000年)に参加する形で, 第1回調査(2000年(平成12年))を実施し, その結果を犯罪白書(平成12年版)^{*1}及び研究部報告(10, 18)^{*2}で公表し, その後も, 4年に1回のサイクルで第2回調査(2004年(平成16年)), 第3回調査(2008年(平成20年)), 第4回調査(2012年(平成24年))を実施して, 従前同様, 犯罪白書(平成16年版, 20年版, 24年版)^{*3}及び研究部報告(29, 41, 49)^{*4}で公表してきた。また, 第5回ICVS(2004年)に参加した30の国・地域間の国際比較については, 先進国14か国を中心とした詳細な分析を研究部報告(39)^{*5}で公表した。

暗数調査は, 定期的実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため, 一定の周期で継続的に行うことが重要であり, 既に第4回調査から5年が経過していることから, できるだけ早期に実施する必要がある。

なお, 暗数調査は, どのような犯罪が, 実際どのくらい発生しているかという実態を調べるもので, 一般国民から無作為抽出した調査対象者に対する調査結果に基づき, 犯罪被害率を統計的に推定する。暗数調査は, サンプル調査の結果から全体を推計するため, 統計的なサンプル誤差をできるだけ小さくする必要性から, サンプル数はある程度多いことが望ましいとされている。

参考として, 暗数調査の先進国である米国では, ICVSが開始される以前の1972年に全国犯罪被害実態調査(National Crime Victimization Survey, NCVS)が開始され, 以後毎年実施されている(2014年調査では, サンプル数約90,000世帯, 約160,000人)。また, 英国では1982年に, 英国犯罪被害実態調査(British Crime Survey, BCS)が開始され, おおむね隔年実施であったが, 2001年以降は毎年実施され, その後, 名称はイングランド及びウェールズ犯罪被害実態調査(Crime Survey for England and Wales, CS EW)に変更され, サンプル数も約50,000世帯と当初(11,000人)よりも大幅に増えている。

これらの国々では、全国規模で、地域別に多くのサンプルを抽出する調査を行っているので、下記(2)の目標に加えて、犯罪被害に遭遇する危険性に関する情報を提供すること(地域別、罪種別、犯行の手口別、被害者の属性別の犯罪被害情報の提供)なども、目的の一つに掲げられている。

(2) 目的・目標

本研究の目的は、国際犯罪被害実態調査による国際標準の調査項目を使用した調査を実施し、これまでの犯罪被害実態(暗数)調査結果との経年比較等を行うことなどにより、我が国の犯罪被害の実態を明らかにし、有効で適切な犯罪被害防止施策等の施策の在り方を検討するための基礎資料を省内、警察等の関係省庁及び大学等の研究機関に提供することであり、具体的には、下記の事項を予定している。

- ①警察に届けられなかった犯罪の種類及び件数等を推定すること(受理統計と実態との違いを把握する)。
- ②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること。
- ③犯罪動向に関する経年比較データ(定点観測データ)を収集すること。
- ④治安等に関する国民の意識を明らかにすること。
- ⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成30年度の1か年

イ 研究内容

(ア) 調査対象者

全国から16歳以上の者を層化二段無作為抽出法^{*6}(第3回調査同様に男女同数で合計6,000人を抽出する予定)により抽出する。

(イ) 調査項目

第4回調査で用いた国際標準の調査項目(「犯罪被害の有無及び実情」,「犯罪被害の申告及び警察に対する認識」,「犯罪・防犯に関する認識及び態度」等に関するもの)を使用する。また、我が国に特有の必要性のある事項については、上記国際標準の調査項目とは別に、調査事項とする。

ウ 調査方法

調査に係る費用の予算措置が適切になされることを前提に、上記調査項目を記載した質問票を用い、調査員が対象者から個別に聴取して調査を行う。なお、調査の実施及び基礎集計データベースの作成は、民間業者に委託して行う。

エ 分析方法

犯罪被害実態については、過去の調査項目と比較しながら、世帯犯罪被害(乗り物関係の被害、不法目的侵入等)及び個人犯罪被害(強盗、性的事件等)の被害態様、年齢、就業状況、都市規模等の視点から分析する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成29年4月19日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、評価基準(別紙1)第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った(各評価項目の評点は別紙2のとおりである。)

(1) 必要性

今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果も参照して経年比較を行うことは、実態に即した刑事に関する施策の検討のための重要な基礎資料としての意義がある。また、犯罪被害者等基本計画においては、これまで法務省における犯罪被害実態調査に関する必要性について言及しており、最新の「第3次犯罪被害者等基本計画」^{*7}(平成28年4月1日から平成32年度末)においても「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」(施策番号212)が盛り込まれている。以上

から、本研究は、法務省の施策と密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものである。さらに、本研究は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる5回目の研究であり、これまでの研究との経年比較及び国際的な比較という点で、他の研究機関では代替する研究の実施は困難である。暗数調査は、定期的に実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第4回調査から5年が経過していることから、できるだけ早期に実施する必要がある。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(2) 効率性

調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約400か所の地点から全国の16歳以上の男女6,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みである。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切である。また、刑事司法分野の実務家である法務省法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施し、得られた調査結果を、統計学的に妥当な手法を用いて、法務省法務総合研究所の研究官が分析するものであり、研究の実施体制・手法は適切である。さらに、全国にまたがる対象者からの聞き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施する。集計されたデータの分析は、研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。なお、これまでの4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなく従来の訪問調査方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において、「分からない」との回答が25%を超えたり、無回答が62.5%を記録するなどの回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来したことから、本研究では、従来から実施してきた訪問調査方式を採用した。犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用する研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中30点である。

(3) 有効性

犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等の犯罪被害実態（暗数）調査の結果は、研究部報告や犯罪白書を通じて定期的に公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者に立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において利用されるなど、今後も多様な場面において、大いに利用されることが見込まれている。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する1項目の評点は、10点中10点である。

(4) 総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中70点であることから、評価基準第3の3に基づき、「大いに効果があることが見込まれる」と認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の令和3年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成）において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階（AからD）で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

- 「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）
施策番号212 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

6. 備考

-
- *1 平成12年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/41/nfm/mokuji.html>)
 - *2 研究部報告10 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00045.html)
研究部報告18 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00037.html)
 - *3 平成16年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/48/nfm/mokuji.html>)
平成20年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/55/nfm/mokuji.html>)
平成24年版犯罪白書 (<http://hakusyol.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html>)
 - *4 研究部報告29 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00022.html)
研究部報告41 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00011.html)
研究部報告49 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html)
 - *5 研究部報告39 (http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_houkoku39.html)
 - *6 行政単位（都道府県・市町村）と地域によって全国をいくつかのブロックに分類し（層化）、各層に調査地点を人口に応じて比例配分し、国勢調査における調査地域及び住民基本台帳を利用して（二段）、各地点ごとに一定のサンプル抽出を行うもの。
 - *7 「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）
V－第4－2－（3）法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査
法務省において、性犯罪被害者、子供、障害者、外国人等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行う。

研究評価検討委員会における評価基準

第1 目的

本評価基準は、研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって、同委員会における研究の評価の観点を明らかにし、より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第2 適用対象

本評価基準は、法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし、当該研究の実施方法等に鑑み、本評価基準で評価することが適切でないと研究評価検討委員会が認める研究については、本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第3 評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

- 1 評価対象の研究に関し、研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に、「第4 評価項目」の「1 事前評価」及び「2 事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。
- 2 各項目の評価は4段階（AからD）で行い、各評価に応じて、以下のとおり評点を付すものとする。
 - A…評点 10 点
 - B…評点 7 点
 - C…評点 5 点
 - D…評点 0 点
- 3 各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて、評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。
 - 合計点 56 点以上 … 大いに効果があった。
 - 合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
 - 合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
 - 合計点 35 点未満 … あまり効果がなかった。
- 4 研究評価検討委員会の各委員は、法務総合研究所に対し、本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第4 評価項目

1 事前評価

評価対象の研究に関し、以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては、犯罪防止、犯罪者処遇を含め、我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが、この観点から、法務省の施策に関連するものであれば、当該研究の必要性は高いと認められることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。
- B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。
- C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。
- D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。
- B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。
- C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3) 早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する

- A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。
- B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。
- C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。
- D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。
- B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど、研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものとなる見込みである。

(7) 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が、法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討に利用され、又は、大学での研究その他の場で広く利用されることは、当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに、広くは、国民の刑事政策への理解協力、ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

2 事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1) 法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。
- B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。
- C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。
- D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2) 代替性のない研究であるか。

ア 評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。
- B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。
- C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。
- D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3) 研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において、研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で、調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか、研究の性質によっては、調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は適切ではなかった。

(4) 研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには、専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で、信用性のあるデータが収集され、信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど、研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は非常に適切であった。
- B…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切であった。
- C…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。
- D…研究の趣旨・目的に照らし、研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5) 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア 評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには、実施された研究において、データ・資料の入手その他の研究手法が、当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から、合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから、この点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により、評価する。

- A…研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものであった。
- B…研究手法は費用対効果の観点から、合理的なものであった。
- C…研究手法は費用対効果の観点から、おおむね合理的なものであった。
- D…研究手法は費用対効果の観点から、合理性を欠くものであった。

(6) 研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり、また、図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは、実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから、この

点を評価する。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。
- B…実務家にとって分かりやすい。
- C…実務家にとっておおむね分かりやすい。
- D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7) 法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア 評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていないとしても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ 評価の基準

以下の基準により，評価する。

- A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。
- B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。
- C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。
- D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

事前評価結果表

【第5回犯罪被害実態(暗数)調査】

| 評価項目 | 評価 | 評点 | 参考 | |
|------|--|----|-----|---|
| 必要性 | 1 法務省の施策に関連して必要なものか。 | A | 10点 | 今回で5回目となる犯罪被害実態調査を行い、これまでの結果も参照して経年比較を行うことは、実態に即した刑事に関する施策の検討のための重要な基礎資料としての意義がある。また、犯罪被害者等基本計画においては、これまで法務省における犯罪被害実態調査に関する必要性について言及しており、最新の第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日から平成32年度末)においても「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」(施策番号212)が盛り込まれている。以上から、本研究は、法務省の施策と密接に関連する研究で、実施の必要性が極めて高いものである。 |
| | 2 代替性のない研究であるか。 | A | 10点 | 本研究は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いて行われる5回目の研究であり、これまでの研究との経年比較及び国際的な比較という点で、他の研究機関では代替する研究の実施は困難である。 |
| | 3 早期に研究を実施すべきテーマであるか。 | A | 10点 | 暗数調査は、定期的を実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となるため、一定の周期で継続的に行うことが重要であり、既に第4回調査から5年が経過していることから、できるだけ早期に実施する必要がある。 |
| 効率性 | 4 研究における調査対象の設定が適切であるか。 | A | 10点 | 調査対象者は、層化二段無作為抽出法により、約400か所の地点から全国の16歳以上の男女6,000人を抽出する予定であり、適切に代表性を確保した上、分析に十分な標本数が得られる見込みである。こうしたことから、研究の趣旨・目的に照らし、調査対象の設定は非常に適切である。 |
| | 5 研究の実施体制・手法が適切であるか。 | A | 10点 | 刑事司法分野の実務家である法務省法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、調査実施を委託した民間調査専門会社が調査を実施し、得られた調査結果を、統計学的に妥当な手法を用いて、法務省法務総合研究所の研究官が分析するものであり、研究の実施体制・手法は適切である。 |
| | 6 研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。 | A | 10点 | 全国にまたがる対象者からの聞き取り調査及びその集計は、研究官等が自ら行うことが困難であることから、一般競争入札の手続を経て費用の削減に努めた上で、専門の調査業者に委託して実施する。また、集計されたデータの分析は、研究官等が既存の設備、備品等を活用して行い、特別な支出を要しない手法を採用する。 なお、これまでの4回の犯罪被害実態調査のうち第4回調査に限り、予算上の制約により、やむなく従来の訪問調査方式に代えて郵送調査方式をとったところ、同調査は費用面では安価であったものの、回収率が大きく下落した上、複数の設問において、「分からない」との回答が25%を超えたり、無回答が62.5%を記録するなどの回答の質的劣化が認められ、分析や経年比較に困難を来たしたことから、本研究では、従来から実施してきた訪問調査方式を採用した。 犯罪被害実態調査を継続的に行う重要性に鑑みて、本研究で採用する研究手法は費用対効果の観点から、十分に合理的なものとなる見込みである。 |
| 有効性 | 7 法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討や、大学の研究等に利用されるか。 | A | 10点 | 犯罪被害の認知件数では把握されない犯罪の実態や被害申告率が低い犯罪の種類等を明らかにすることなどの暗数調査の結果について、研究部報告や犯罪白書を通じて定期的に公表することにより、刑事政策の立案を担当する部局の担当者に立案の基礎資料として活用されたり、大学の研究者による刑事政策に係る研究等において犯罪被害実態調査の結果が利用されるなど、今後も多様な場面において、犯罪被害実態調査の結果が大いに利用されることが見込まれている。 |

評点合計： 70点 / 70点

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（8））

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 国と地方公共団体が連携した取組の実施 |
| 担当部局名 | 大臣官房秘書課企画再犯防止推進室 |
| 施策の概要 | 国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに、その成果に基づく取組の展開を図る。 |
| 政策体系上の位置付け | 再犯の防止等の推進 （Ⅱ-4-(1)） |
| 達成すべき目標 | 地域再犯防止推進モデル事業を通じて、都道府県における地域のネットワークの構築や地方再犯防止推進計画の策定の推進を図ることにより、犯罪をした者等を地域で支援するための体制を構築する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>「再犯防止推進計画¹⁾」（平成29年12月15日閣議決定）において、地方公共団体との連携強化等に関する施策の動向を把握するための参考指標として「地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合」が設定されていることや、同計画に基づいて、地域再犯防止推進モデル事業を平成30年度から令和2年度までの3年間実施することとされていることを踏まえ、上記目標を設定した。</p> <p>地域再犯防止推進モデル事業は、犯罪をした者等の立ち直りを支援する関係者（刑事司法関係機関、地方公共団体関係部局、民間団体等）間の関係を構築すること等を通じ、対象地域における再犯防止に向けた取組を推進していくという事業であることから、事業の実施に伴い、必然的に地域におけるネットワークが構築される。また、事業を実施することにより得られた課題・好事例や各種エビデンスを活用することにより、具体的な再犯防止施策を検討することができ、その検討結果に基づき、具体的な施策が盛り込まれた地方再犯防止推進計画の策定がより容易になる。</p> |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <p>○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第5条^{*2}</p> <p>○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）</p> <p>○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）</p> |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | |
|--|-----|----------|--------|-------|-------|
| | | 基準年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 1 地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数 | — | — | — | — | 23 |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | |
| 再犯防止推進法において、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画の内容を踏まえて地方再犯防止推進計画を作成するよう努めるものとされている。国の再犯防止推進計画の開始年度が平成30年度であり、各地方 | | | | | |

公共団体における検討は平成30年度以降に進められることになること、平成30年度から令和2年度までの3年間、地域再犯防止推進モデル事業を実施することとしていること、また、同事業の最終年度である令和2年度は再犯防止推進計画の計画期間の中間点に当たることを踏まえ、令和2年度末の段階で47都道府県の約半数に当たる23都道府県において地方再犯防止推進計画を策定されていることを目標として設定した。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|-------------------------|----------|------|------|------|-------------|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 地方再犯防止推進計画を策定している都道府県の数 | — | — | — | 14 | 17 (速報値) | | |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 | | |
|------------------------------|------|------|----------|-------|-------|
| | 基準年度 | 基準年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 2 地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県の数 | — | — | — | 22 | 27 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

地域再犯防止推進モデル事業は、再犯防止推進法において、国のみならず、地方公共団体も再犯防止施策の実施主体として明記されたことを踏まえ、地方公共団体の再犯防止の取組を支援し、そこで得られた知見を全国に展開するため、平成30年度から3年間の事業としてスタートしたものであるところ、その主たる成果物として、地方再犯防止推進計画の策定が想定されていることから、測定指標1の中間評価として本指標を設定した。モデル事業では、委託決定を受けた団体において再犯防止に係る実態調査を行い、その結果を踏まえて、事業を実施することとしているところ、委託決定を受けた都道府県数は、平成30年度では22団体、令和元年度では5団体である。目標値については、委託決定団体が公募に応じた地方公共団体の中から法務省の審査を経て選定された団体であること、事業の実施に至るまでには支援体制の検討、団体内部での各種調整など、多くの解決すべき課題があることなどを踏まえ、最終的に委託決定を受けた全ての団体が事業を実施することを目的として設定した。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|----------------------------|----------|------|------|------|-----|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県の数 | — | — | — | 22 | 27 | | |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 | | |
|-----------------------------------|------|------|----------|-------|-------|
| | 基準年度 | 基準年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 3 地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県との協議の回数 | — | — | — | 23 | 28 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

再犯防止の取組は、従来、刑事司法関係機関が中心となって取り組んできたものであるため、地方公共団体における効果的な事業の実施のためには、国と地方公共団体が密接に連携していくことが不可欠である。国の有する再犯防止に関するノウハウ等を用いて各地域における具体的な取組を実施してもらうため、できる限り多く協議の場を設け、事業内容の共有及び改善を図る必要があることから、測定指標1の中間指標と

して本指標を設定した。その目標値については、委託決定を受けた全ての都道府県に赴いてヒアリングを実施するほか、法務省において、モデル事業の委託先団体を対象とした会議を開催する予定であることから、これら協議会や会議の実数を目標として設定した。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---------------------------------|----------|------|------|------|-------------|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県との協議の回数 | － | － | － | 23 | 20 (速報値) | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|-----------|--------------------|--------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①地域再犯防止推進モデル事業 (平成30年度) | － | 141百万円 (121百万円) | 281百万円 | － | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②事業の実施(犯罪をした者等を地域で受け入れ、支援するための体制の構築等)、③事業の効果検証・地域再犯防止推進計画の策定といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施するもの。 | | | | － | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|-----------|--------------------|--------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | | 141百万円 (121百万円) | 281百万円 | － |

*1 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

平成28年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」第7条に基づき、法務大臣が案を作成し、平成29年12月に閣議決定された平成30年度から令和4年度までを計画期間とする再犯防止の推進に関する計画である。

同計画では、重点課題の一つとして「地方公共団体との連携強化等のための取組」を位置付け、Ⅱ-第7-1-(2)①イで「地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援」を、Ⅱ-第7-1-(2)②で「地方再犯防止推進計画の策定等の促進」に関する施策を盛り込んでいる。

*2 「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2・3・4 (略)

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（9））

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 |
| 担当部局名 | 刑事局総務課企画調査室 |
| 施策の概要 | 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。 |
| 政策体系上の位置付け | 検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ-5-（2）） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪¹に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。 ・国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイバー犯罪は年々増加傾向にあり、その犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化していることから、サイバー犯罪に適切に対処するため、捜査・公判に従事する職員に対し、研修を通じて、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させ、捜査・公判能力の向上を図る必要がある。 ・犯罪被害者等の保護・支援をめぐるっては、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画が策定され、引き続き政府全体での取組が進められていること、また、平成29年6月に成立した性犯罪に関する刑法の一部を改正する法律については、その附帯決議において、捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー等の権利に十分配慮し、二次被害の防止に努めることが求められていることなどから、被害者の立場や境遇に配慮した対応が取れるようにするため、被害者支援担当者に対し、研修を通じて、被害者支援のための諸制度を理解させるとともに対応技能を習得させ、対応能力の向上を図る必要がある。 ・国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、一般市民から小・中・高校生までの幅広い国民を対象に、出前教室や移動教室等による検察庁の業務説明や法教育に関する広報を実施し、理解の促進を図る必要がある。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等基本法²（平成16年法律第161号）第19条 ○第3次犯罪被害者等基本計画³（平成28年4月1日閣議決定） Ⅴ-第2-3-（1）-オ 職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略⁴（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ-1-（2）-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|------------------------------|----|------|--|
| | | 基準年度 | 2年度 |
| 1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化 | — | — | サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。 |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | |

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況の中、法務省・検察庁においては、サイバー犯罪に適切に対処するため東京地方検察庁及び大阪地方検察庁にDFセンターを置くなどの対策を講じているところ、サイバー犯罪に全国的な規模で適切に対処するためには、捜査・公判活動に従事する職員に対し全国的な規模で研修を実施し、コンピュータネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術的手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する確かな捜査・公判手法を習得させ、また、証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させる必要がある。

そこで、サイバー犯罪に適切に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し、捜査・公判能力の向上を図ることを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

元年度

—

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|--|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| デジタルフォレンジック研修Ⅰ ^{*5} 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％） | 95.0 (57/60) | 100.0 (60/60) | 100.0 (60/60) | - | - |
| デジタルフォレンジック研修Ⅱ ^{*6} （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％） | 92.0 (46/50) | 98.0 (49/50) | 100.0 (50/50) | - | - |
| デジタルフォレンジック研修（中級編） ^{*7} 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％） | - | - | - | 100.0 (59/59) | 集計中 |
| デジタルフォレンジック研修（上級編） ^{*8} 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％） | - | - | - | 93.1 (27/29) | 集計中 |

| 測定指標 | 基準値 | | 施策の進捗状況（目標） |
|---|------|---|-------------|
| | 基準年度 | | 2年度 |
| 2 研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したと回答した者の割合）（％） | 90 | — | 90以上 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

被害者支援担当者中央研修は、被害者支援担当者（被害者支援員^{*9}及び被害者支援を担当する検察事務官）に対し全国規模で行われているものであり、これを着実に、犯罪被害者の保護・支援に適切に対処するための知識と技能を身に付けさせることは、職員の対応能力の向上につながるため、指標として設定する。

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|
| 元年度 | | | | | |
| — | | | | | |
| 過去の実績値 | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数／アンケート回答者数）（％） | 94.9 (75/79) | 93.6 (73/78) | 88.5 (69/78) | 94.9 (75/79) | 集計中 |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 施策の進捗状況（目標） | |
|-------------------------|----|------|---|--|
| | | | 2年度 | |
| 3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況 | — | — | 国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。 | |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力が不可欠であり、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。

そこで、全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室による検察庁の業務説明や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、活動内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | |
|--------------|----------|-------|-------|-------|-----|
| 元年度 | | | | | |
| — | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 広報活動の実施回数（回） | 1,029 | 1,121 | 1,104 | 1,231 | 集計中 |

| 達成手段 （開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|----------------------------|------------------|------------------|-------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①検察庁における司法修習の実施 （平成4年度） | 41百万円 (29百万円) | 37百万円 (29百万円) | 36百万円 | — | — |

| 達成手段の概要等 | 令和2年行政事業レビュー事業番号 |
|---|------------------|
| <p>司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし、全国50地検において、年度ごとの司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更の実効的に対応しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。</p> | — |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②検察総合情報管理システムの運営 (平成15年度) | 1,935百万円 (1,933百万円) | 1,410百万円 (1,407百万円) | 1,440百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライアント・サーバ方式による検務電算システム、犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築して全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ③各種犯罪への対応 (一年度) | 1,488百万円 (1,434百万円) | 2,214百万円 (1,846百万円) | 2,153百万円 | — | 1,2,3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を図る。</p> <p>特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。</p> <p>国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い、各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに、捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。</p> <p>本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。</p> | | | | — | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 |
|------------|-----------|----------|----------|------------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | 3,537百万円 | 3,708百万円 | 3,723百万円 | — |

| | | | | |
|--|------------|------------|--|--|
| | (3,444百万円) | (3,319百万円) | | |
|--|------------|------------|--|--|

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人權に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)^{*10}等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を

「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更した。

*7 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」及び「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

編)」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

*8 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、*7「デジタルフォレンジック研修（中級編）」のとおり。

*9 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*10 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(10)）

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 矯正施設 ¹ の適正な保安警備及び処遇体制の整備 |
| 担当部局名 | 矯正局成人矯正課 |
| 施策の概要 | 矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。 |
| 政策体系上の位置付け | 矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ－6－(1)) |
| 達成すべき目標 | <p>以下により矯正施設の保安警備体制を充実させることを通じ、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇環境の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。 ・刑事施設²の総合警備システム³を更新整備する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>・刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。矯正施設において保安事故（逃走、自殺、人為的火災等の事案）が発生した場合には、国民生活に多大な支障を与えることとなるほか、地震、火災等の天災事変に際しては、国民保護業務に当たる自治体等の機関からの支援を得ることが困難となることが予想され、自力で対処することを前提としなければならない。このため、保安事故の未然防止を図るとともに、天災事変に迅速・的確に対応することが求められている。</p> <p>そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保第1459号大臣訓令）⁴に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。</p> <p>・さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具（警棒、拘束衣等）、防災用機器（テント、浄水器等）を整備して有効活用している。</p> <p>このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があって、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであって、保安警備体制を充実させることは、受刑者等の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇環境を充実させることにつながる。</p> |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <p>○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）⁵第1条等</p> <p>○矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）第13条等</p> |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | |
|---|----------------|----------------|---|----------------|-----|--|--|
| | | | 2年度 | | | | |
| 1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況 | — | — | 各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。 | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | |
| <p>刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには，刑事施設での各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，保安警備に関する訓練を通じ，対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。</p> <p>そこで，「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として，職員の職務執行力の向上について，下記参考指標（管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート）の実績値等を分析することにより，達成度合いを評価することとした。</p> | | | | | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | | |
| 元年度 | | | | | | | |
| 各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。 | | | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| 1 管区機動警備隊集合訓練の実施回数（回） | 8 | 8 | 8 | 8 | 集計中 | | |
| 2 上記訓練の参加者数（人） | 343 | 343 | 353 | 353 | 集計中 | | |
| 3 管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答） | 95.9 (329人) | 98.3 (340人) | 98.6 (348人) | 96.9 (342人) | 集計中 | | |
| 4 刑事施設における保安事故発生件数（逃走，自殺，火災，傷害等） | 18 | 23 | 16 | 13 | 集計中 | | |
| 5 災害復旧その他救援活動派遣実績 | 3 | 6 | 5 | 3 | 集計中 | | |
| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 年度ごとの目標値 | | | | |
| | | | 2年度 | | | | |
| 2 総合警備システムの更新整備施設数 | — | — | 10 | | | | |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで、「総合警備システムの更新整備施設数」を測定指標として設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定しているところ、令和2年度は、老朽化が進んでいる施設を優先して、目標値を「10」と設定した。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|------------------|----------|------|------|------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 総合警備システムの更新整備施設数 | 7 | 15 | 15 | 13 | 集計中 |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①矯正施設の保安及び処遇体制の整備 (一年度) | 6,472百万円 (6,395百万円) | 7,222百万円 (7,151百万円) | 5,918百万円 | — | 1, 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>矯正施設は、被収容者の身柄を確保し、施設内の規律・秩序を維持しながら、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという、一般行政官庁とは業務の性質が異なる官署であり、矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備、②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施、③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。</p> <p>矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|--------------------|--------------------|--------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②矯正の企画調整の実施 (一年度) | 158百万円 (132百万円) | 150百万円 (114百万円) | 150百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所の各矯正施設には、矯正施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる矯正施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会、少年院視察委員会及び少年鑑別所視</p> | | | | — | |

察委員会が設置されている。

矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法（昭和36年法律第23号）」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。

刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 |
|------------|------------------------|------------------------|----------|-------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 当初予算額 |
| | 6,914百万円 (6,807百万円) | 7,783百万円 (7,644百万円) | 6,526百万円 | — |

*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外堀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「矯正施設警備救援規程」（平成14年法務省矯保第1459号大臣訓令）

第13条 管区機動警備隊は，（中略）矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

2 （略）

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（平成17年法律第50号）

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(11)）

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 |
| 担当部局名 | 矯正局成人矯正課，少年矯正課 |
| 施策の概要 | 被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。 |
| 政策体系上の位置付け | 矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－6－(2)） |
| 達成すべき目標 | 刑事施設 ^{*2} や少年院における改善指導等を適正に実施するほか，職業訓練や少年院における職業指導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより，被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・被収容者の再犯防止のためには，再犯リスクや問題性を的確に把握し，その特性に応じた指導を行うことが重要であり，取り分け，被害者の心身に重大な被害を与える性犯罪事犯者及び性非行少年への対策を推進する必要がある。また，再入者に占める無職者の割合は毎年高い割合で推移しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることも，再犯防止のために重要である。 ・「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*3}において，再犯防止のための重点施策として，「対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する」ため，性犯罪者に対する矯正施設における指導を効果的に実施することとされているほか，「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため，「就労の確保」を図ることとされている。 ・「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）^{*4}において，性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化が掲げられ，効果検証結果を踏まえて，関係省庁が連携しながら効果的な施策について検討することとされているほか，就労支援の推進が掲げられ，「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。 ・再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）^{*5}において，性犯罪者等に対する専門的処遇が掲げられ，性犯罪者等に対する指導等の一層の充実を図ることとされているほか，就労・住居の確保等が重点課題の一つとされている。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○子供・若者育成支援推進大綱（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3－2（2）③（施設内処遇を通じた取組等）^{*6} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）第3－1－（5）性犯罪者に対する指導及び支援第3－2－（2）就労の確保^{*7} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）Ⅲ－3－（1）－⑥性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化Ⅲ－3－（2）－②就労支援の推進^{*8} ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定）2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性3 再犯防止につながる仕事の確保 ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）第2－1 就労の確保等第5－1－（2）－②－i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等 |

| | |
|----------------|--------|
| 政策評価実施 予定時期 | 令和4年8月 |
|----------------|--------|

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 施策の進捗状況（目標） | |
|---|-----|------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | 2年度 | 3年度 |
| 1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 ⁹ 受講前後の問題性の変化 | — | — | 受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること | 受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて問題性の程度を数値化（0点～12点）している。

このアセスメントツールを用いてプログラム受講前後の受刑者の問題性の変化を把握することにより、プログラムの効果を評価できることから、各年度におけるプログラム終了者の問題性の変化を測定指標とし、プログラム受講前後の得点の平均値を算出し、受講後の平均値が小さくなることを目標とした。

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | |
|--------------------|----------|------|------|------|-----|-----|
| 元年度 | | 2年度 | | | | |
| 集計中 | | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人） | 497 | 493 | 504 | 797 | 集計中 | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 施策の進捗状況（目標） | |
|--|-----|------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | 2年度 | 3年度 |
| 2 在院者の性非行防止指導 ¹⁰ 受講前後の問題性の変化 | — | — | 在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること | 在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

性非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。

このアセスメントツールを用いて指導受講前後の在院者の問題性の変化を把握することにより、プログラムの効果を評価できることから、各年度における指導終了者（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されている在院者を除く。）の問題性の変化を測定指標とし、指導受講前後の平均値が小さくなることを目標とした。

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | |
|--------------------------------|---------|------|------|------|-----|-----|
| 元年度 | | | 2年度 | | | |
| 集計中 | | | | | | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 性非行防止指導受講人員（人） （中核プログラム修了者） | － | 191 | 228 | 188 | 集計中 | |

| 測定指標 | 基準値 | 年ごとの目標値 | | |
|--------------------|---------------|---------|------|------|
| | | 基準年 | 2年 | 3年 |
| 3 刑事施設における職業訓練の受講率 | 下記 「元年実績値」 | 元年 | 対元年増 | 対2年増 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

職業訓練により知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、受刑者の円滑な社会復帰及び出所後の就労の安定を図るため、出所者における職業訓練の受講率を測定指標とした。

今後、より積極的に職業訓練を実施し、出所者に占める職業訓練受講者の割合を対前年増とすることを目標とする。

| 過去の実績 | 年ごとの実績値 | | | | | |
|--------------------|---------|--------|--------|--------|-----|----|
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
| 出所者における職業訓練受講者数（人） | 3,218 | 3,632 | 3,965 | 4,234 | 集計中 | |
| 出所者における職業訓練受講率（％） | 13.7 | 15.8 | 18.0 | 20.1 | 集計中 | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
| 刑事施設出所者数（人） | 23,566 | 22,947 | 22,025 | 21,060 | 集計中 | |

| 測定指標 | 基準値 | 年ごとの目標値 | | |
|-----------------------|-----|---------|------|------|
| | | 基準年 | 2年 | 3年 |
| 4 刑事施設における就労支援実施人員の割合 | 集計中 | 元年 | 対元年増 | 対2年増 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、令和元年度には刑事施設76庁に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、公共職業安定所との連携の下、受刑者の就労意欲を喚起するとともに、就労支援対象者に選定して、就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施しているところであり、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

なお、仮釈放者については保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースも多い。令和元年において、仮釈放者の保護観察終了時における有職者数は〇〇〇〇人（集計中）である。

| 過去の実績 | 年ごとの実績値 | | | | | |
|-----------------------|---------|--------|--------|--------|-----|----|
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
| 就労支援実施人員の割合（％） | 14.5 | 15.4 | 18.1 | 19.9 | 集計中 | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
| 刑事施設出所者数（人） | 23,566 | 22,947 | 22,025 | 21,060 | 集計中 | |
| 就労支援実施人員（人） | 3,413 | 3,529 | 3,989 | 4,191 | 集計中 | |
| 就労支援実施人員のうち、満期釈放人員（人） | — | — | 823 | 737 | 集計中 | |
| うち、在所中就職内定人員（人） | — | — | 255 | 286 | 集計中 | |
| 就労支援実施人員のうち、仮釈放人員（人） | — | — | 2,282 | 2,200 | 集計中 | |
| うち、在所中就職内定人員（人） | — | — | 451 | 641 | 集計中 | |
| 事業主による採用面接実施人員（人） | 348 | 512 | 1,023 | 1,421 | 集計中 | |
| 就労支援スタッフによる面接等実施人員（人） | 22,387 | 22,299 | 23,593 | 23,993 | 集計中 | |

| 測定指標 | 基準値 | 年ごとの目標値 | | |
|----------------------|-----|---------|------|------|
| | | 基準年 | 2年 | 3年 |
| 5 少年院における就労支援実施人員の割合 | 集計中 | 元年 | 対元年増 | 対2年増 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。令和元年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は〇〇％（集計中）、保護観察終了時における有職者の割合は〇〇％（集計中）であるところ（注）、保護観察期間まで一

体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。令和元年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は〇〇%（集計中）であったところ、対前年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

| 過去の実績 | 年ごとの実績値 | | | | | |
|---------------------------|---------|-------|-------|-------|-----|----|
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
| 就労支援実施人員の割合（%） | 20.8 | 20.6 | 22.8 | 22.9 | 集計中 | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 |
| 少年院出院者数（人） | 3,286 | 3,068 | 2,882 | 2,564 | 集計中 | |
| 就労支援実施人員（人） | 683 | 631 | 656 | 587 | 集計中 | |
| 事業主による採用面接実施人員（人） | 93 | 104 | 153 | 231 | 集計中 | |
| 就労支援スタッフによる面接等実施人員（人） | 5,994 | 8,677 | 9,265 | 8,288 | 集計中 | |
| 少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（%） | 76.0 | 77.2 | 78.7 | 77.2 | 集計中 | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①受刑者就労支援体制等の 充実 (－年度) | 778百万円 (762百万円) | 781百万円 (747百万円) | 784百万円 | － | 3,4,5 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 被収容者に対して、就職に必要な知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。 再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。 | | | | － | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②地域生活定着支援の推進 (平成21年度) | 517百万円 (506百万円) | 511百万円 (471百万円) | 557百万円 | － | － |

| 達成手段の概要等 | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 |
|---|----------------------|
| <p>高齢者や身体等に障がい有する者が、矯正施設を出所（院）後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①支援が必要な対象者の選定、②当該対象者の福祉ニーズの把握、③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。</p> <p>高齢者や身体等に障がい有する者は、出所（院）後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。</p> | — |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|--------------------------|--------------------------|-----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ③被収容者生活関連業務の 維持 (—年度) | 23,872百万円 (23,703百万円) | 22,837百万円 (22,811百万円) | 22,140百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>矯正施設において、被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等 ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等 ・矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ④社会復帰に必要な刑務所 作業の実施 (—年度) | 3,987百万円 (3,947百万円) | 3,960百万円 (3,879百万円) | 4,190百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--------------------------------|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑤留置施設の維持管理に係 る実費償還 (—年度) | 5,306百万円 (4,897百万円) | 5,012百万円 (4,838百万円) | 5,005百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |

| | |
|---|---|
| <p>被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年法律第11号）に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。</p> | — |
|---|---|

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 |
|------------|--------------------------|--------------------------|-----------|-------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 当初予算額 |
| | 45,481百万円 (44,772百万円) | 43,998百万円 (43,452百万円) | 43,572百万円 | — |

- *1 「矯正施設」
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「刑事施設」
刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称
- *3 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）を踏まえ、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続できるよう、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として策定された。
- *4 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった的確な犯罪対策により良好な治安を確保することにより、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。
- *5 「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）
平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」において、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定することとされたことを受け、「再犯防止推進計画等検討会」における議論等を経て策定された。
- *6 「子供・若者育成支援推進大綱」（平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）第3-2（2）③（施設内処遇を通じた取組等）
少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。
- *7 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-（2）就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。
また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。
- *8 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-（2）-②就労支援の推進
刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑

務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*9 「性犯罪再犯防止指導」

刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象に、認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

*10 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中核プログラムとし、その指導効果を高めるためにマインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育等の周辺プログラムを組み合わせ、フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（12））

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 矯正施設 ¹ の適正な運営に必要な民間委託等 ² の実施 |
| 担当部局名 | 矯正局成人矯正課 |
| 施策の概要 | 職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。 |
| 政策体系上の位置付け | 矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ-6-（3）） |
| 達成すべき目標 | PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、PFI刑務所 ³ 等においても、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）⁴ ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）⁵ ○構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、平成28年3月22日一部変更）⁶ ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）⁷ ○公共サービス改革基本方針（平成18年9月5日閣議決定、平成28年6月28日改定）⁸ ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）2-（2）【就労支援対策の充実・強化】⁹ ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）第3-2-（2）就労の確保¹⁰ |
| 政策評価実施予定時期 | 令和5年8月 |

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|--|----|------|--|
| | 基準 | 基準年度 | 2年度～4年度 |
| 1 PFI刑務所における職業訓練の充実 | — | — | PFI刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。 |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | |
| <p>職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、PFI刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとし</p> | | | |

た。

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | | |
|---|----------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 元年度 | 2年度 | | | | 3年度 | | |
| — | | | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| P F I 刑務所における受刑者数（人） | 4,248 | 4,112 | 3,850 | 3,668 | 集計中 | | |
| 職業訓練受講者数（人） | 9,665 | 9,349 | 9,744 | 8,665 | 集計中 | | |
| 職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%） | 228 | 227 | 253 | 236 | 集計中 | | |
| 職業訓練修了者数（人） | 9,284 | 9,165 | 9,055 | 8,395 | 集計中 | | |
| 資格・免許等の取得者数（人） | 1,512 | 1,412 | 1,437 | 1,575 | 集計中 | | |

| 測定指標 | 基準 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | |
|--|----------|-------------|--|------|-----|-----|-----|
| | | 基準年度 | 2年度～4年度 | | | | |
| 2 「ジョブソニック」 ^{*11} の活用（※） | — | — | 公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所 ^{*12} において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就労意欲等を培うため、「ジョブソニック」を実施する。 | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | |
| <p>出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰に資するため、就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては、民間のネットワークとノウハウを活用し、改善指導、職業訓練及び就労支援を実施することで、受刑者の就労意欲の喚起を促し、就労に係る出所後の社会生活上の不安を軽減させ、加えて、民間事業者の提案による就労支援策として、円滑な社会復帰・就労継続に寄与することを目的とするジョブソニックを実施することから、下記参考指標、参加受刑者のアンケート調査結果の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。</p> | | | | | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | | |
| 元年度 | 2年度 | | | | 3年度 | | |
| — | | | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|---|-----|-----|-----|--|--|
| 1 施設当たりの企業説明会実施回数 (回) | — | — | 2 | 2 | 集計中 | | |
| 延べ参加受刑者 (人) | — | — | 800 | 660 | 集計中 | | |

(※) 「ジョブソニック」の活用は、平成29年度からの新規事業である。

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計 (執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ① 刑事施設の民間委託運営 (—年度) | 4,218百万円 (4,186百万円) | 3,726百万円 (3,696百万円) | 3,631百万円 | — | 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>刑事施設においては、平成12年以降の受刑者の急増、とりわけ、暴力団関係受刑者、薬物性精神疾患受刑者、高齢受刑者、外国人受刑者等の増加に伴い、刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって、必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで、刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して民間委託を行うことで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。</p> <p>平成29年度に開始した第2期事業では、公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、民間事業者からの提案による就労支援策「ジョブソニック」を実施する。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計 (執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|--------------------------|--------------------------|-----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ② P F I 刑務所の運営 (平成17年度) | 12,325百万円 (12,210百万円) | 14,189百万円 (14,003百万円) | 14,699百万円 | — | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、美祢社会復帰促進センター（平成19年4月運営開始、事業期間20年）、島根あさひ社会復帰促進センター（平成20年10月運営開始、事業期間20年）を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、P F I手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年）の運営を開始することで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。</p> <p>改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。</p> | | | | — | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 |
|------------|--------------------------|--------------------------|-----------|-------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 当初予算額 |
| | 16,544百万円 (16,397百万円) | 17,915百万円 (17,699百万円) | 18,331百万円 | — |

- *1 「矯正施設」
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称
- *2 「民間委託等」
刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか，公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。
- *3 「PFI刑務所」
PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称
- *4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）
民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により，効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに，国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し，もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律
- *5 「構造改革特別区域法」（平成14年法律第189号）
地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し，当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより，教育，物流，研究開発，農業，社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り，もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律
- *6 「構造改革特別区域基本方針」（平成15年1月24日閣議決定，平成28年3月22日一部変更）
構造改革の推進等の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの
- *7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）
国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し，その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から，これを見直し，民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより，公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律
- *8 「公共サービス改革基本方針」（平成18年9月5日閣議決定，平成28年6月28日改定）
競争の導入による公共サービスの改革の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの
- *9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告）
2－（2）【就労支援対策の充実強化】
（略）さらに，矯正施設（刑務所・少年院）においては，PFI刑務所等において，民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに，就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。
- *10 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）
第3－2－（2）就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。
また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援

対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*11 「ジョブソニック」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者からの就労支援に係る提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式により、就労支援制度を周知する企業説明会やワークショップを刑事施設内で実施し、さらに「就労継続・定着」教育を行うことで、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、就労の継続を目指す。

また、民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの。

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について、民間委託を実施している。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(13)）

| | |
|------------------------|--|
| 施策名 | 保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等 |
| 担当部局名 | 保護局総務課，更生保護振興課，観察課 |
| 施策の概要 | 保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。 |
| 政策体系上の位置付け | 更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－7－(1)） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬物再乱用防止プログラムを効果的に実施することなどにより，薬物依存の問題を有する保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等^{*2}を活用した自立支援^{*3}を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率^{*4}は出所者全体の2年以内再入率と比して高く，出所後の保護観察において薬物再乱用防止プログラムを始めとした専門的な知見に基づく処遇を効果的に行うことで，これらの者の改善更生を図り再犯を防止する必要がある。 ・保護観察対象者の再犯率について，無職者は有職者に比べて高水準であり，安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに，保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等の改善更生を図るためには，住居を含めた生活基盤を確保し，円滑な自立に向けた働き掛けをする必要がある。そのため，帰るべき場所のない対象者に関しては，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。また，退所後も更生保護施設等と円満な関係を維持し，孤立させずに社会的なつながりを持続させることで，地域生活に定着させることが，再犯を防止する重要な要素となる。 ・保護観察対象者等の改善更生を支え，再犯を防止し，犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには，地域住民の理解と協力が不可欠である。そのため，保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に対する国民の理解と協力を求める犯罪予防活動を推進するとともに，犯罪予防活動への地域の関係機関・団体等の参画を促進する必要がある。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説） | <ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法（平成19年法律第88号）^{*5} ○更生保護事業法（平成7年法律第86号）^{*6} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*7} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）^{*8} ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）^{*9} ○再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）^{*10} |

| | |
|----------------|--|
| | ○薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定） ○第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定） |
| 政策評価実施 予定時期 | 令和5年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年ごとの目標値 | | | |
|--|------|---------|-------|-------|-------|
| | | 基準年 | 2年 | 3年 | 4年 |
| 1 覚せい剤取締法違反により受刑した者のうち、出所後に保護観察を受けた者 ^{*1} の2年以内再入率（%） | 12.8 | 元年 | 前年の値減 | 前年の値減 | 前年の値減 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

薬物依存のある保護観察対象者に対する処遇の効果を、出所後一定期間内の再犯の有無によって測定することとし、2年以内再入率を測定指標とした。

目標設定に当たっては、目標年を令和4年とし、同年まで年ごとに覚せい剤取締法違反により受刑した者のうち、出所後に保護観察を受けた者の2年以内再入率を減少させることを目標とした。

なお、薬物依存のある保護観察対象者の再犯防止を図るためには、依存性薬物の悪影響や自己の問題性について理解させ、再び乱用しないするための具体的な方法を習得させる「薬物再乱用防止プログラム」を効果的に実施することが重要であることから、仮釈放者及び保護観察付一部猶予者のうち薬物再乱用防止プログラムを終了した者の数（再犯又は遵守事項違反により身柄拘束されたことによる終了を除く）を参考指標とした。

また、薬物依存を有する者の再犯防止のためには、その依存の程度に応じ、依存からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが重要であることから、薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数についても参考指標とした。

| 過去の実績 | 年ごとの実績値 | | | | | | |
|---|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| | 27年 (26年出 所者) | 28年 (27年出 所者) | 29年 (28年出 所者) | 30年 (29年出 所者) | 元年 (30年出 所者) | 2年 (元年出 所者) | 3年 (2年出 所者) |
| 覚せい剤取締法違反により受刑した者のうち、出所後に保護観察を受けた者の2年以内再入率（%） | 16.2 | 14.9 | 15.1 | 12.8 | 集計中 | | |
| 参考指標 | 年・年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
| 薬物再乱用防止プログラム終了者数（人） | 1,135 | 1,116 | 1,388 | 1,876 | 集計中 | | |
| 保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数（人） | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| | 238 | 333 | 393 | 527 | 集計中 | | |

| 年ごとの目標値 | | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|
|---------|--|--|--|--|--|--|

| 測定指標 | 基準値 | 基準年 | 2年 | 3年 | 4年 |
|------|-----|------------------------|-----|----|-------|
| | | 2 保護観察終了者に占める無職者の割合（％） | 集計中 | 元年 | 前年の値減 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とした。

本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を令和4年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。

なお、協力雇用主^{*12}に雇用されている刑務所出所者等の数をより適切に把握するため、下記のとおり、参考指標を変更した。

| 過去の実績 | 年ごとの実績値 | | | | | | |
|--------------------------------|---------|--------|--------|--------|-----|----|----|
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
| 保護観察終了者に占める無職者の割合（％） | 21.8 | 22.1 | 21.9 | 21.2 | 集計中 | | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
| 保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く） | 32,884 | 31,096 | 28,976 | 27,313 | 集計中 | | |
| 保護観察終了者のうち無職者数（人） | 7,185 | 6,866 | 6,360 | 5,779 | 集計中 | | |
| 協力雇用主のもとでの新規就労者数（※各年度） | 3,327 | 3,453 | 3,814 | 3,671 | 集計中 | | |
| 完全失業率 ^{*13} （％）（※年平均） | 3.4 | 3.1 | 2.8 | 2.4 | 集計中 | | |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | |
|---|-----|----------|--------|--------|--------|
| | | 基準年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 3 更生保護施設退所者に占める事故等退所者 ^{*14} の割合（％） | 集計中 | 元年度 | 前年度の値減 | 前年度の値減 | 前年度の値減 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

社会内において、行き場のない保護観察対象者等を更生保護施設で一時的に保護して、適切な生活環境を整備することに加え、退所後の生活基盤を確保するとともに、退所後も必要に応じて更生保護施設に相談に来させるなどして、円滑に社会生活に移行させることが重要である。そのため、「更生保護施設退所者に占める事故等退所者の割合」を測定指標とし、その値を減少させることを目標として掲げる。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|-------|----------|------|------|------|-----|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|----------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 更生保護施設退所者に占める事故等退所者の割合（％） | 14.34 | 13.96 | 14.84 | 15.21 | 集計中 | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 更生保護施設の退所者数（人） | 6,518 | 6,291 | 6,064 | 6,147 | 集計中 | | |
| 更生保護施設を事故等退所した者の数（人） | 935 | 878 | 900 | 935 | 集計中 | | |
| 出所受刑者のうち更生保護施設等入所者に占める累入者 ^{*15} の割合（％） | 59.27 | 61.74 | 63.20 | 63.36 | 集計中 | | |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 施策の進捗状況（目標） | | |
|---------------|----|------|--|--|--|
| | | | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 4 犯罪予防活動の推進状況 | — | — | 国民に対して幅広く保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に理解と協力を求め、効果的な犯罪予防活動を推進する。 | 国民に対して幅広く保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に理解と協力を求め、効果的な犯罪予防活動を推進する。 | 国民に対して幅広く保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生に理解と協力を求め、効果的な犯罪予防活動を推進する。 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に対する国民の理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、“社会を明るくする運動^{*16}”を通じて、犯罪予防活動に関する街頭活動、講演会、各種イベント等を行い、その時々ニーズに応じた情報を国民に対して提供するとともに、地域の関係機関・団体等に広く犯罪予防活動へ参画を求めることが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を令和4年度とし、地域の関係機関・団体等への犯罪予防活動への参画状況の実績値（参考指標）を踏まえ、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）

| 元年度 | 2年度 | | | | 3年度 | | |
|--------------------------------|---------|--------|--------|--------|-----|----|----|
| — | | | | | | | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 | 2年 | 3年 |
| “社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数（団体） | 29,920 | 30,118 | 29,860 | 29,720 | 集計中 | | |

| | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|--|--|
| “社会を明るくする運動”推進委員会 会議の参加人員（人） | 68,125 | 70,050 | 71,473 | 71,656 | 集計中 | | |
| “社会を明るくする運動”街頭活動等 ^{*17} の参加人員（人） | 676,388 | 832,320 | 787,358 | 1,116,827 | 集計中 | | |
| “社会を明るくする運動”講演会等 ^{*18} の参加人員（人） | 801,414 | 855,601 | 806,109 | 775,785 | 集計中 | | |
| “社会を明るくする運動”各種イベント等 ^{*19} の参加人員（人） | 1,017,406 | 1,075,943 | 1,104,366 | 1,264,442 | 集計中 | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①更生保護施設整備事業 ^{*20} への補助 (平成6年度) | 364百万円 (360百万円) | 383百万円 (383百万円) | 628百万円 | — | 3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助する。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------|------------------|-------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②就労支援事業への補助 (平成18年度) | 27百万円 (27百万円) | 27百万円 (27百万円) | 29百万円 | — | 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助する。 就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|----------------|-----------|------|-----|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|-----------|----------------------|---|
| ③保護観察の実施 (- 年度) | 11,131百万円 (10,590百万円) | 11,405百万円 (11,020百万円) | 11,731百万円 | - | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。</p> <p>特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。</p> | | | | - | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ④犯罪予防活動の促進 (- 年度) | 703百万円 (584百万円) | 691百万円 (613百万円) | 734百万円 | - | 4 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。</p> <p>犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会(中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。)によって、街頭広報啓発活動や講演会の開催などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。</p> | | | | - | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------|------------------|-------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑤仮釈放等審理の実施 (- 年度) | 54百万円 (51百万円) | 49百万円 (48百万円) | 49百万円 | - | - |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放審理(以下「審理」という。)を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより(仮釈放等の期間中は保護観察に付される。)、これらの者の再犯又は再非行を防止し、円滑な社会復帰と改善更生を促進する。</p> <p>審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。</p> | | | | - | |

| 達成手段 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 | 関連 |
|------|-----------|--|--|-----|----|
|------|-----------|--|--|-----|----|

| (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 当初 予算額 | する 指標 |
|--|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑥自立更生促進センターの 運営 (平成19年度) | 139百万円 (123百万円) | 154百万円 (140百万円) | 152百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>親族や民間の更生保護施設では受入れ困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所(保護観察所に附設)を提供して、保護観察官による濃密な指導援護や手厚い就労支援等を施す。</p> <p>特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」が福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」が北海道及び茨城県に設置され、これらのセンターは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------|------------------|-------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度) | 88百万円 (81百万円) | 88百万円 (83百万円) | 92百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>犯罪被害者等基本計画に基づき、地方更生保護委員会及び保護観察所において、犯罪被害者等の希望に応じて、(i)仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii)犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii)加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv)犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。</p> <p>これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度) | 335百万円 (220百万円) | 503百万円 (471百万円) | 621百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。</p> | | | | — | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|--------------------------|--------------------------|-----------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | 12,842百万円 (12,036百万円) | 13,299百万円 (12,785百万円) | 14,036百万円 | — |

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

*2 「更生保護施設等」

更生保護施設, 自立準備ホーム

*3 「自立支援」

社会に適応し, 自立した生活が営むことができるように, 個々の問題や必要に応じて, 生活指導, 住居や就労の確保に係る支援などを実施すること。

*4 「2年以内再入率」

出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合。平成25年から平成29年の出所者全体の2年以内再入率が17.8%であるのに対し, 覚せい剤事犯者の2年以内再入率は19.1%であった。

*5 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は, 犯罪をした者及び非行のある少年に対し, 社会内において適切な処遇を行うことにより, 再び犯罪をすることを防ぎ, 又はその非行をなくし, これらの者が善良な社会の一員として自立し, 改善更生することを助けるとともに, 恩赦の適正な運用を図るほか, 犯罪予防の活動の促進等を行い, もって, 社会を保護し, 個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

*6 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は, 更生保護事業に関する基本事項を定めることにより, 更生保護事業の適正な運営を確保し, 及びその健全な育成発達を図るとともに, 更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって, 犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け, もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*7 「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において, 刑務所出所者等が, 健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう, 適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え, 対象者やその家族等が, 個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けられることができる多様な機会を確保することによって, 対象者の社会復帰を促進し, 孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため, 国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進, 更生保護施設の受入れ機能の強化, 民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2) 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し, きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより, 刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに, 刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより, 実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され, 支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は, 一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり, 社会的に孤立させたりすることなく, 長期にわたり見守り, 支えていくことが必要であること, また, 社会の多様な分野において, 相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから, 広く国民に理解され, 支えられた社会復帰を実現する。

*8 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）

・Ⅲ-3-(1)-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設, 少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施, 指導職員育成及び効

果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ－３－(2)－① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

・Ⅲ－３－(2)－② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム^{*20}を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ－３－(6)－② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会^{*21}の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*9 「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ－３－(2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

・Ⅳ－３－(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

・Ⅴ－１ 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

*10 「再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関して、次に掲げる事項について定められている。

・再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

・再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

・犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

・矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

・その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- *11 「出所後に保護観察を受けた者」
仮釈放者及び保護観察付一部猶予者。
- *12 「協力雇用主」
犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
- *13 「完全失業率」
総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の三つの条件を満たす者）の割合を指す。
- *14 「事故等退所者」
再犯をする、無断で出奔する、更生保護施設から勧告を受けるなどして退所した者
- *15 「累入者」
刑の執行のために刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）に2回以上入所したことがある者
- *16 「社会を明るくする運動」
全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域 社会を築くための全国的な運動のことを言う。
- *17 「街頭活動等」
街頭広報活動、街頭補導活動、防犯パトロール、声掛け運動等を指す。
- *18 「講演会等」
住民集会、公開ケース研究会、講演会、シンポジウム、弁論大会、非行防止教室等を指す。
- *19 「各種イベント等」
スポーツ大会、矯正施設製品展示会、矯正施設・更生保護施設訪問等を指す。
- *20 「更生保護施設整備事業」
更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助するもの。
- *21 「BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会」
非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(14)）

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰 |
| 担当部局名 | 保護局総務課 |
| 施策の概要 | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。 |
| 政策体系上の位置付け | 更生保護活動の適切な実施 (Ⅱ－7－(2)) |
| 達成すべき目標 | 医療観察対象者の一般精神科医療等への移行の促進を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律^{*2}（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としているところ、医療観察対象者の社会復帰の実現には、適切な時期に一般精神科医療等へ円滑に移行し、その下で、地域で自立が果たされることが重要である。</p> <p>一般精神科医療等への移行を図るためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。</p> <p>そのため、保護観察所の長においては、精神保健観察を適切に実施するとともに、ケア会議^{*3}を開催して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めることが必要である。</p> |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号） |
| 政策評価実施予定時期 | 令和5年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | | | |
|--|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 基準年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 1 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定 ^{*4} （医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下、同じ。）を受けた者の数及び期間満了によ | — | — | 前年度の値超 | 前年度の値超 | 前年度の値超 | 前年度の値超 | 前年度の値超 |

| | | | | | | |
|--|------|------|----------|------|------|--|
| り精神保健観察を終了した者の数の割合 | | | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | |
| <p>社会復帰の準備が整った者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、直ちに裁判所に対し処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けている。また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。</p> <p>このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は、いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できることから、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。</p> <p>なお、目標値については、社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から、令和4年度までの各年度において、前年度を超える値とした。</p> | | | | | | |
| 過去の実績 | | | 年度ごとの実績値 | | | |
| | | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| 精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合 | | | 22.0 | 24.8 | 22.8 | |
| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | |
| 22.7 | 26.2 | 26.5 | 集計中 | | | |
| 参考指標 | | | 年度ごとの実績値 | | | |
| | | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| 保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数（人） | | | 44 | 70 | 72 | |
| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | |
| 70 | 89 | 66 | 集計中 | | | |
| 参考指標 | | | 年度ごとの実績値 | | | |
| | | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| 期間満了により精神保健観察を終了した者の数（人） | | | 124 | 134 | 129 | |
| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | |
| 134 | 158 | 174 | 集計中 | | | |
| 参考指標 | | | 年度ごとの実績値 | | | |
| | | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
| 精神保健観察事件年間取扱件数（件） | | | 765 | 822 | 881 | |
| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|--|------|------|----------|------|------|
| 897 | 942 | 904 | 集計中 | | |
| 参考指標 | | | 年度ごとの実績値 | | |
| | | | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の1月当たりの平均ケア会議開催回数（回） | | | — | — | — |
| 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| — | 0.48 | 0.47 | 集計中 | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①医療観察の実施 (平成17年度) | 253百万円 (224百万円) | 260百万円 (233百万円) | 271百万円 | — | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 保護観察所の長が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適切かつ円滑に実施するとともに、ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、その社会復帰を促進している。 | | | | — | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|-----------|--------------------|--------------------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | | 253百万円 (224百万円) | 260百万円 (233百万円) | 271百万円 |

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ（これらの未遂を含む。）、傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（平成15年法律第110号）

第1条 この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする。

2 （略）

*3 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*4 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めことができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第1項）、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第1項第2号）。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（15））

| | |
|--------------------------------|---|
| 施策名 | 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 |
| 担当部局名 | 公安調査庁総務部総務課 |
| 施策の概要 | 公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。 |
| 政策体系上の位置付け | 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（Ⅱ-8-(1)） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分^{*1}を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況^{*2}を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・教団は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の死刑執行後も、麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持している。そのため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）^{*3}の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに、地域住民の不安感を解消することを目標とした。 ・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を関係機関に提供する必要がある。については、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）^{*4}等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献することを目標とした。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条^{*5} ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条 ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条、第7条、第29条 ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条^{*6} ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*7} ○カウンターインテリジェンス^{*8}機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）^{*9} ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）^{*10} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*11} ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*12} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）^{*13} ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）^{*14} |

| | |
|----------------|---|
| | ○第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日） ^{*15} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（平成29年3月21日セキュリティ幹事会，令和元年7月30日一部改定） ^{*16} ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） ^{*17} ○サイバーセキュリティ2019（令和元年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定） ^{*18} ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定） ^{*19} |
| 政策評価実施 予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準 | 基準年度 | 施策の進捗状況（目標） | | | | |
|---|------|----------|---|------|-------|-----|--|
| | | | 2年度 | | | | |
| 1 教団の活動状況及び危険性の 解明 | — | — | 教団施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。 | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | |
| <p>教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては，教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか，立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで，測定指標として，「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には，立入検査の実施回数，施設数，動員した公安調査官数，立入検査等により判明した事項等から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。</p> | | | | | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | | |
| 元年度 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 参考指標 | | 年度ごとの実績値 | | | | | |
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| 立入検査の実施回数等 | 実施回数 | 25 | 27 | 29 | 29 | 集計中 | |
| | 施設数 | 33 | 27 | 30 | 71 | 集計中 | |
| | 動員数 | 555 | 523 | 572 | 1,050 | 集計中 | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 年度ごとの目標値 | |
|--------------------|---------------|------|----------------|--|
| | | | 2年度 | |
| 2 地域住民との意見交換会の実施回数 | 43.4 （速報値） | — | 43.4（速報値）回以上実施 | |

| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | |
|---|-------------|----------|------|------|------|---------------|
| <p>教団施設の周辺に居住する地域住民との意見交換会を実施することは、団体規制法に基づく調査の一環として、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことにより、教団の危険性に対する理解促進を図り、地域住民の不安感の解消に資すると考えられる。そこで、測定指標として「地域住民との意見交換会の実施回数」を設定し、過去5年の実施回数を考慮した43.4回（速報値）以上実施することを目標とした。</p> <p>なお、実施回数は、教団の活動状況等により変動し、実施回数が大幅に増加した年もあったことから、前年度（単年度）との比較ではなく、複数年度との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年の実施回数の平均値を考慮して設定した。</p> | | | | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | |
| 元年度 | | | | | | |
| — | | | | | | |
| 過去の実績 | | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況 | 実施回数 | 46 | 41 | 51 | 53 | 26 (速報値) |
| | 過去5年の平均実施回数 | 45 | 45 | 46.8 | 47.2 | 43.4 (速報値) |

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|--|----|------|--|
| | 基準 | 基準年度 | 2年度 |
| 3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施 | — | — | 職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 |

| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | |
|---|--|--|--|
| <p>我が国の公共安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々での情報ニーズに応じた情報を関係機関及び国民に対し提供することが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実績等を分析し、関係機関及び国民に対し提供することを目標とした。</p> <p>なお、当庁ホームページへのアクセス件数は、当庁が提供する情報に対する国民の関心度を測るための指標として有効であり、国民に対する情報提供の実績を評価する際の参考となることから、同アクセス件数を参考指標とした。</p> | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | |
| 元年度 | | | |

| 参考指標 | | 年度ごとの実績値 | | | | |
|----------------|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| ホームページへのアクセス件数 | フロントページへのアクセス件数 | 346,365 | 408,252 | 541,809 | 634,675 | 集計中 |
| | ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数 | 2,716,924 | 2,889,929 | 4,789,488 | 5,731,614 | 集計中 |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|--------------------|--------------------|--------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (昭和27年度) | 769百万円 (762百万円) | 466百万円 (451百万円) | 461百万円 | - | - |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 | | | | - | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------|------------------|-------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度) | 17百万円 (17百万円) | 13百万円 (13百万円) | 22百万円 | - | - |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には、ときには公安調査官による立入検査を行う。また、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては、迅速かつ適切に対応する。 | | | | - | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|----------------|-----------|------|-----|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|--------------------|--------------------|--------|------------------|---|
| ③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度) | 139百万円 (139百万円) | 710百万円 (670百万円) | 274百万円 | - | - |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>・当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに、データベース化して共有するものであり、当庁の基幹システムとしての役割を担っている。</p> <p>・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析業務の迅速化・合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。</p> | | | | - | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 |
|------------|------------------------|------------------------|----------|-------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 当初予算額 |
| | 2,414百万円 (2,406百万円) | 2,746百万円 (2,692百万円) | 2,123百万円 | - |

*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*2 「教団の活動状況」

3 「内外情勢の回顧と展望」（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照

*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）

（観察処分）

第5条 *1参照

（観察処分の実施）

第7条 *1参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「破壊活動防止法」（昭和27年法律第240号）

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「公安調査庁設置法」（昭和27年法律第241号）

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並び

に無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*6 「国家安全保障会議設置法」(昭和61年法律第71号)

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)

第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁(公安調査庁を含む)は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)」(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針」(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)

・2-(2)-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であつて、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定)

・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1)-⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

(1)-⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

(2)-② 日本版NCFTA^{*20}の創設

・Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

(1)-② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

(2)-① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化

(3)-① 空港・港湾における水際危機管理の強化

(3)-④ 海上警備・沿岸警備の強化

(5)-① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

(5)-② 在外公館における警察アタッシェ^{*21}、防衛駐在官等の体制強化

(5)-③ テロに関する情報収集・分析機能の強化

- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
- (6) -① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。

・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

・我が国では、来年5月の伊勢志摩サミットのほか、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

・政府は、(中略)「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15 「第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説」(平成31年1月28日)

(観光立国)

世界一安全・安心な国を実現するため、テロ対策などの一層の強化に取り組みます。

(地球儀俯瞰外交の総仕上げ)

北朝鮮の核、ミサイル、そして最も重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は私自身が金正恩委員長と直接向き合い、あらゆるチャンスを逃すことなく、果敢に行動いたします。北朝鮮との不幸な過去を清算し、国交正常化を目指します。そのために、米国や韓国をはじめ国際社会と緊密に連携してまいります。北東アジアを真に安定した平和と繁栄の地にするため、これまでの発想にとらわれない、新しい時代の近隣外交を力強く展開いたします。

*16 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」(令和元年7月30日セキュリティ幹事会)

2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関等との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、また、外国治安・情報機関等との緊密な連携を確保し、大会の安全に関する情報を一元的に集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供するほか、大会期間中、情報共有等を通じて「セキュリティ調整センター(仮称)」と緊密に連携する。

5 主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

(6) テロリストに武器等を入手させないための取組の強化

放射性物質の売買等、関連情報の収集を強化する。

(7) サイバーセキュリティ対策の強化

国内外の悪意ある者によるサイバー攻撃等、深刻化する脅威に対応するためのサイバー空間における情報収集・分析を強化するとともに、サイバーセキュリティに係る脅威・インシデント情報の共有等を担う中核的組織としての「サイバーセキュリティ対処調整センター」について、その運用改善を図るな

ど、大会運営に影響を及ぼすおそれのある事案の未然防止及び発生時における迅速かつ確な検知・対処のために必要となる体制の強化を図り、併せて「セキュリティ調整センター（仮称）」等危機管理担当部署との連携を確保する。さらに、関係省庁・機関においてサイバーセキュリティ対策に従事する人材の育成を推進する。

*17 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

（6）外交・安全保障

① 外交

在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収集・分析機能の強化に取り組む。

② 安全保障

海上保安体制強化に関する方針等に基づく領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化、海洋状況把握の能力向上等による総合的な海洋の安全保障の実現、国境離島の保全や地域社会の維持及び事態対処能力の向上に取り組む。

（7）暮らしの安全・安心

② 治安・司法

治安・司法分野における人的・物的基盤を整備する。

③ 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の国際的行事の開催などを控え、テロの発生の未然防止やサイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、産学官と国際社会の連携の下、先端技術を活用して、テロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を充実させる。空港・港湾・海上等での水際対策・入国管理や新幹線をはじめ鉄道等における警戒・警備を強化する。テロ等の緊急事態に備え、人的基盤や装備資機材を強化し、これをフルに活用して対処能力を向上させる。

*18 「サイバーセキュリティ2019」（令和元年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部決定）

2.5 2020年東京大会とその後を見据えた取組

（2）未来につながる成果の継承

（イ）警察庁及び都道府県警察において、2020年東京大会その他の大規模国際イベントを見据えたサイバー攻撃対策を推進するとともに、態勢の運用を通じて得た情報収集・分析、管理者対策、事案対処等に関する教訓やノウハウの効果的活用を図る。また、法務省（公安調査庁）において、人的情報収集・分析を行うとともに、その過程で得られた教訓やノウハウについて、庁内での周知及び活用を推進する。

3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

（1）国家の強靱性の確保

（イ）警察庁及び法務省（公安調査庁）において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を推進する。

（3）サイバー空間の状況把握の強化

（イ）法務省（公安調査庁）において、サイバー関連調査の推進に向け、人的情報収集・分析体制の強化及び関係機関への適時適切な情報提供等、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

（ウ）法務省（公安調査庁）において、国家安全保障等に資するため、サイバー関連調査の推進に向けた人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成に向けた取組を推進する。

（エ）法務省（公安調査庁）において、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携強化を推進するなど協力関係を引き続き強化する。

*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

1 情報収集・集約・分析等の強化

(1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

イ 「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」(仮称)を活用する。同センターでは、11省庁(内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省)の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班(TRT-2)の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

(2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オンサイトセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

(3) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

*20 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI、民間企業、学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析、海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*21 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(16)）

| | |
|-------------|---|
| 施策名 | 登記事務の適正円滑な処理 |
| 担当部局名 | 民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課 |
| 施策の概要 | 不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。 |
| 政策体系上の位置付け | 国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－10－(1)） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・登記所備付地図の整備を地図混乱地域^{*1}を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。 ・長期相続登記等未了土地及び表題部所有者不明土地の解消を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>・登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界（筆界）を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，平成15年6月，内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出された。これを契機として，「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」以降，政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており，令和元年度においては「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定），「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）に「登記所備付地図の整備」が明記される等，その重要性が広く認識されてきているところである。登記所備付地図には正確な土地の境界（筆界）が明示され，筆界をめぐる紛争の解決又は防止に資することにより，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。</p> <p>・不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書等の交付については，請求書に必要事項を記入して請求する方法のほか，登記所^{*2}に設置されている登記事項証明書等発行請求機（以下「証明書発行請求機」という。）を利用者が操作して請求することも可能であるところ，証明書発行請求機を利用した場合には，請求書及び証明書が自動で作製され，交付までの待ち時間が短縮されるため，利用者の利便性が向上することから，証明書発行請求機の利用を促進していく必要がある。</p> <p>・所有者不明土地は，相続が生じても登記がされないことなどを原因として発生し，管理の放置による環境悪化を招くほか，公共事業の用地買収，災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に，所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど，国民経済にも著しい損失を生じさせており，人口減少，超高齢社会が進展し，相続多発時代を迎えようとする中，所有者不明土地問題の解消は喫緊の課題であるとされている。</p> <p>そこで，所有者不明土地問題の解消を図るため，長期間相続登記等が未了となっている土地について，登記官が当該土地の所有権の登記名義人となり得る者を調査し，当該者に対して直接的な相続登記の促しを行うことにより当該土地の解消を図る作業を実施する必要がある。また，表題部所有者の氏名，住所が正常に記録されていないことにより所有者が不明となっている表題部所有者不明土地について，登記官が表題部所有者を探索・特定することによって当該土地の解消を図る作業を実施する必要がある。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）^{*3} ○地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定） 第2部-1-(3) 社会の基盤となる地理空間情報及びGISの整備推進^{*4} ○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章-2-(12) 土地利用（国土利用）^{*5} ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第3章-2-(2)② 社会資本整備^{*6} ○成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定） I-6-(2)-i)-⑤ 都市の競争力の向上^{*7} ○都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定） 第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等^{*8} ○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和元年6月14日閣議決定） |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | | | | |
|---|----------|----------|------|------|------|------|------|-----|
| | | 基準年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | | |
| 1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル） | — | — | 26 | 26 | 26 | 26 | | |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | | |
| <p>これまで法務局では、緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地区（DID）の地図混乱地域を対象として、登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの、地価が高額であるなどといった理由により、大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず、また、東日本大震災の被災県においても、復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから、それら地域をも対象として、平成27年度から、以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進することとしている。</p> <p>① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定</p> <p>② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定</p> <p>③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定、さらに、当該計画を延長し、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成30年度からの新たな3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業第2次3か年計画」を策定</p> <p>そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、上記計画に基づいて定められている平成29年度から令和2年度までの作業実施予定面積を目標値とした。</p> | | | | | | | | |
| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 登記所備付地図作成作業における 作業実施面積（平方キロメートル） | 17 | 17 | 17 | 18 | 24 | 25 | 26 | 集計中 |
|-------------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | | |
|---|-----|----------|------|------|-----|-----|
| | | 基準年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 2 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合（％） | — | — | — | — | — | 52 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

証明書発行請求機については、平成27年度法務省行政事業レビューの公開プロセスにおいて、利用率の向上を図るべきであるとの評価がされ、これを受けて、平成28年度から、行政事業レビューシートにおいて、登記所内に設置されている証明書発行請求機の利用率について、令和2年度までに52%以上とするとの成果目標を設定している。

他方、平成27年度登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の入札（委託業務の実施期間：平成28年10月から令和2年9月末まで）において、落札者である受託事業者から高い水準での事務処理を実現する提案として、証明書発行請求機の利用促進を通じて省力化を図るための方策が提案されており、委託法務局においては、請求機の利用促進に係る方策が適切に実施されているかを確認し、確実に実施するよう指導している。

これらを踏まえて、測定指標を証明書発行請求機の利用率とするとともに、目標年度を令和2年度、目標値を52%以上とした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
|---|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数 ⁹ のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合（％） | 21.8 | 25.5 | 30.8 | 34.1 | 36.8 | 40 | 42 | 集計中 |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数（万件） | 2,656 | 3,035 | 2,878 | 2,729 | 2,702 | 2,527 | 3,092 | 集計中 |
| 登記所内において証明書発行請求機により請求された証明書の発行件数（万件） | 580 | 774 | 886 | 931 | 995 | 1,011 | 1,300 | 集計中 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | | |
|------|-----|----------|------|------|-----|-----|
| | | 基準年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |

| | | | | | | | |
|--|---|---|---|---|---|---|--------|
| 3-1 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】 | - | - | - | - | - | - | 約14万筆 |
| 3-2 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う表題部所有者不明土地の解消作業に着手した数 【新経済・財政再生計画関連：社会資本整備等分野18 改革工程表のKPI】 | - | - | - | - | - | - | 約1万5千筆 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」等において、「市町村長等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約14万筆」、「市町村長等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約1万5千筆」とのKPIが設定されていることから、当該数を測定指標等として採用した。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
|--|----------|------|------|------|------|------|------|-----|
| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数 | - | - | - | - | - | - | - | 集計中 |
| 市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う表題部所有者不明土地の解消作業に着手した数 | - | - | - | - | - | - | - | 集計中 |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度当初 予算額 | 関連する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|----------------------|------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度) | 4,455百万円 (4,255百万円) | 4,635百万円 (4,521百万円) | 4,779百万円 | - | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 法務局（登記所）が、登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより、国民の財産の保全を図るとともに、都市再生の円滑な推進等に寄与する。 | | | | - | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②登記事項証明書の交付事務等の委託 (平成20年度) | 7,402百万円 (7,355百万円) | 7,346百万円 (7,269百万円) | 7,428百万円 | — | 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|---------------------------------|--------------------------|-----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ③登記情報システムの維持管理 (平成18年度) | 21,953百万円 (21,877百万円) *10 | 22,446百万円 (22,383百万円) | 21,677百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 不動産登記、商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度) | 1,790百万円 (1,736百万円) | 1,804百万円 (1,748百万円) | 2,967百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求の登記関係手続について、インターネット等を利用したオンラインによる申請(請求)を行うことを可能とする。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|----------------|-----------|------|-----|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|--|------------------------|------------------------|----------|----------------------|---|
| ⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度) | 4,287百万円 (4,260百万円) | 4,156百万円 (4,100百万円) | 4,792百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面に係る事務を処理する上で不可欠な地図情報システムの安定的かつ効率的な運用を図ることにより、登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ、インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度) | 275百万円 (274百万円) | 276百万円 (274百万円) | 364百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度) | 966百万円 (905百万円) | 940百万円 (906百万円) | 933百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提供システムの安定的な運用・管理を行う。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑧動産・債権譲渡登記事務の運営 (平成10年度) | 266百万円 (260百万円) | 338百万円 (337百万円) | 428百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |

法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を、法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また、これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑨成年後見登記事務の運営 (平成12年度) | 428百万円 (397百万円) | 309百万円 (300百万円) | 515百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 成年後見制度は、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑩所有者不明土地問題の解消 (平成31年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会 資本整備等分野18 改革工程表の KPI】 | 595百万円 (—) *11 | 1,724百万円 (1,145百万円) | 1,505百万円 | — | 3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 新経済・財政再生計画改革工程表のKPIと同じ指標を、測定指標3-1及び3-2の解消作業等を実施することにより、所有者不明土地問題の解消を図る。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---------------------|-------------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑪登記事務の運営 (— 年度) | 5,241百万円 (5,603百万円) *12 | 4,663百万円 (4,619百万円) | 4,602百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |

| | |
|---|---|
| 不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより、不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り、もって、国民経済の基盤を形成し、資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。 | — |
|---|---|

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 |
|------------|--------------------------|--------------------------|-----------|-------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 当初予算額 |
| | 50,456百万円 (49,486百万円) | 51,095百万円 (49,944百万円) | 52,385百万円 | — |

- *1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域
- *2 登記所
令和2年4月1日現在、416庁のうち99庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。
- *3 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年6月26日都市再生本部方針）」
国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。
- *4 「地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）」
第2部－1－(3)
地籍整備の推進等を行う。
- *5 「国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）」
第3章－2－(12) 土地利用（国土利用）
地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。
所有者不明土地について、所有者の探索を合理化する仕組み等の普及を図る。
- *6 「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」
第3章－2－(2)② 社会資本整備
登記所備付地図の整備を推進する。
所有者不明土地等について対策を推進する。
- *7 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）」
I－6－(2)－i)－⑤ 都市の競争力の向上
登記所備付地図の整備を推進する。
所有者不明土地等について対策を推進する。
- *8 「都市再生基本方針（平成30年7月13日閣議決定）」
第二－2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
- *9 証明書の発行件数
登記事項証明書、印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし、オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したものについては、証明書発行請求機による請求の対象外であるため、除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。
- *10 「所有者不明土地問題の解消」の一部を含んでいる。
- *11 「登記情報システムの維持管理」及び「登記事務の運営」に計上している。
- *12 「所有者不明土地問題の解消」の一部を含んでいる。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(17)）

| | |
|-------------|---|
| 施策名 | 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理 |
| 担当部局名 | 民事局総務課，民事第一課，商事課 |
| 施策の概要 | 我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。 |
| 政策体系上の位置付け | 国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－10－(2)） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国籍事務¹を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務²である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。 ・令和2年7月10日から開始される遺言書保管制度³を円滑に導入するとともに，制度運用開始後は，本制度を円滑に運用することにより，遺言の利用を促進し，相続をめぐる紛争の防止を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>・日本国籍は，我が国の構成員としての資格であり，我が国における重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務である。特に日本国籍を付与する事務は，国籍取得届については，平成21年1月1日の改正国籍法⁴施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するとともに，帰化許可申請についても，仮装婚姻，不法就労等による不正な日本国籍取得を防止するため，的確な調査に基づく厳格な判断を行うことにより，慎重かつ適正に処理する必要がある。</p> <p>・戸籍は，日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう，市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。</p> <p>・供託は，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで，供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに，業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。</p> <p>・遺言書保管制度は，高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み，法務局において遺言書の保管及び当該遺言に係る画像情報の管理をすることにより，自筆証書遺言の利用を促進し，相続をめぐる紛争を防止することが目的である。また，遺言の利用を促進することで，相続人等の権利関係を早期に確定させ，遺言者の最終意思を実現し，相続手続の円滑化に資するものであり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。遺言</p> |

| | |
|-------------------------------|--|
| | 書保管制度は令和2年7月10日から開始されることから、法律の施行前には、制度の円滑な導入のために広報活動を行う必要があるとともに、法律の施行後は、制度の円滑な運用を行う必要がある。 |
| 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○デジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月2日デジタル・ガバメント閣僚会議決定） 3. 2 横断的サービス改革 2) 手続オンライン化の徹底 ⁵ ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定） 第3章-2-(2)② 社会資本整備 ⁶ |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準 | 施策の進捗状況（目標） | | | |
|---|---------|-------------|--|-------|-----|
| | | 基準年度 | 2年度 | | |
| 1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理 | — | — | 帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。 | | |
| 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | |
| <p>帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。</p> <p>また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年1月1日施行）及び国籍法施行規則（昭和59年法務省令第39号）⁷の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。</p> <p>そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p> | | | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | |
| 元年度 | | | | | |
| — | | | | | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 |
| 帰化許可申請数（人） | 12,442 | 11,477 | 11,063 | 9,942 | 集計中 |
| 帰化許可者数（人） | 9,469 | 9,554 | 10,315 | 9,074 | 集計中 |
| 帰化不許可者数（人） | 603 | 607 | 625 | 670 | 集計中 |
| 改正国籍法施行（平成21年1月1日）後の国籍取得者数（人） | 1,089 | 1,033 | 966 | 958 | 集計中 |

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|-----------------------------|----|------|---|
| | | 基準年度 | 2年度 |
| 2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応 | — | — | 市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。 |

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等^{*8}への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

元年度

—

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|---|----------|-------|-------|-------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件） | 2,021 | 2,133 | 1,956 | 1,895 | 集計中 |
| 市区町村戸籍事務従事職員研修 ^{*9} の延べ実施日数（日） | 605 | 598 | 562 | 569 | 集計中 |
| 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人） | 9,643 | 9,558 | 9,524 | 9,263 | 集計中 |
| 現地指導実施回数 ^{*10} （回） | 1,796 | 1,755 | 1,715 | 1,700 | 集計中 |
| 現地指導実施率 ^{*11} （％） | 95 | 93 | 90 | 90 | 集計中 |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 |
|--------------------|-----|------|---|
| | | 基準年度 | 2年度 |
| 3 供託手続のオンライン利用率の向上 | 集計中 | 元年度 | 対元年度増 （ただし、元年度の値が30年度の値を下回った場合は、対30年度の値とする。） |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則（昭和34年法務省令第2号）の改正^{*12}を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率^{*13}の向上を設定し、令和2年度のオンライン利用率について、令和元年度実績より向上させることを目標とした。

なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件^{*14}の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による令和元年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|------------------------------|----------|--------|--------|---------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%) | 17.7 | 18.1 | 18.0 | 18.3 | 集計中 |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件) | 91,343 | 87,776 | 84,043 | 107,312 | 集計中 |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 | |
|-------------------------------------|------|-----|----------|--|
| | 基準年度 | 2年度 | 2年度 | |
| 4 法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度）へのアクセス件数（回） | 集計中 | 元年度 | 対前年度増 | |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止するという目的を達成するため、本施策では、保管の申請がされた遺言書につき、遺言者の死後、遺言書の内容が確実にその関係相続人等の知るところとなるよう運用していくことが求められる。そのため有用な目標値としては、保管した遺言書に係る証明書の発行件数のほか各種利用件数等が想定されるところ、本制度は、年度途中の令和2年7月10日から開始する新たな制度であること、かつ、保管した遺言書に係る証明は遺言者の死亡という発生時期が不確実な事象の後でなければすることができないことを踏まえると、令和2年度においては、上記件数等を指標とすることは適当でない。

他方、上記目的を達成するためには、取り分け、制度導入当初においては、本施策の意義・役割等について国民各層に浸透させ、正確に認知される取組が重要である。

そのため、令和2年度においては、引き続き、効果的な広報を実施し、国民各層における認知度を高めていくことが必要不可欠である。

そこで、令和2年度においては、本施策の円滑な導入・制度開始後の利用に繋がる周知のための広報活動の結果を測定する指標として、法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度）へのアクセス件数を測定指標とし、対前年度増を目標値とした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | |
|-------|----------|------|------|------|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|-----------------------------------|----------|------|------|---------|-----|
| 法務省ホームページ（自筆証書遺言の保管制度）へのアクセス件数（回） | — | — | — | 106,626 | 集計中 |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数(回) | — | — | — | — | 集計中 |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①国籍・戸籍事務等の運営 (—年度) | 1,050百万円 (1,031百万円) | 1,817百万円 (1,639百万円) | 3,146百万円 | — | 1, 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより、我が国における身分関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②供託事務の運営 (明治24年度) | 1,217百万円 (1,210百万円) | 1,056百万円 (1,047百万円) | 884百万円 | — | 3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|-----------|----------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ③遺言書保管事務の運営 (令和2年度) | | — (—) | 916百万円 | — | 4 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 遺言書保管制度は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、法務局において遺言書を保管及び当該遺言に係る画像情報を管理することにより、自筆証書遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止することを目的とする。また、遺言の利用を促進することで、相続人等の権利関係を早期に確定させ、遺言者の最終意思を実現し、相続手続の円滑化に資するものであり、国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。 | | | | — | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 |
|------------|------------------------|------------------------|----------|-------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 当初予算額 |
| | 2,203百万円 (2,181百万円) | 2,824百万円 (2,640百万円) | 4,890百万円 | — |

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「遺言書保管制度」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（平成30年法律第73号）に基づき，法務局において自筆証書遺言の保管等をする制度をいう。

*4 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について，改正前の国籍法では，日本人の父から認知されていることに加え，父母の婚姻が要件とされていたが，平成21年1月1日施行の改正国籍法では，父母の婚姻の要件が削除され，認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5 「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月2日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）

3. 2 横断的サービス改革

2) 手続オンライン化の徹底

ア. 行政サービスの利便性向上

業務改革（BPR）を徹底する過程で把握した利用者のニーズを踏まえ，行政サービスの利便性の向上を図る。特に，現在オンラインで提供されている行政サービスのオンライン利用率は高いものから低いものまで千差万別である。

各府省は，一つ一つの手続について，オンラインで行う場合と書面で行う場合の実態を把握した上でオンライン利用のインセンティブを付与するなど，オンライン利用の利便性向上に取り組む。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

第3章-2-(2)② 社会資本整備(新しい時代に対応したまちづくり)

遺言書保管制度の円滑な導入

*7 「改正国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては，虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために，実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書，子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など，審査が厳格化された。

*8 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において，戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに，管轄法務局，地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*9 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*10 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*11 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*12 「供託規則の改正」(平成23年12月7日公布,平成24年1月10日施行)の主な内容

①供託申請における電子署名付与の不要化,②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略,
③供託書正本取得の選択化,④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。

*13 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数(オンライン申請と書面申請電子納付の合計)を供託事件総数で割った率(大量供託事件を除外)

*14 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（18））

| | |
|--------------------------------|---|
| 施策名 | 債権管理回収業の審査監督 |
| 担当部局名 | 大臣官房司法法制部審査監督課 |
| 施策の概要 | 暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止するとともに、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行う一方、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。 |
| 政策体系上の位置付け | 国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ-10-（3）） |
| 達成すべき目標 | 債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為を行うことがないよう、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制の整備・向上を図るため、立入検査等を通じて適切な監督を実施する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。） ¹ 第22条は、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定しているところ、立入検査は、債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握し、適時適切な指導及び監督を行うことによって、債権回収会社の適正な業務運営を確保することを目的として実施することとしている。 債権回収会社への立入検査は、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段であり、各債権回収会社の実情に則した立入検査を的確に実施することにより、把握した問題点に係る原因分析や改善措置について適切に指導・助言し、よりよい内部統制等の体制整備に資することを目標とした。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号） |
| 政策評価実施予定時期 | 令和5年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | |
|--|-----|----------|--------------|--------------|--------------|
| | | 基準年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 1 立入検査を実施した会社数（社） | — | — | 営業会社数の3分の1以上 | 営業会社数の3分の1以上 | 営業会社数の3分の1以上 |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | |
| 立入検査には、全ての債権回収会社に対して定期的実施する定期検査と、債権回収会社の業務運営が適正に行われていない疑いがある場合等に必要に応じて実施する特別検査の2種類があり、これらの立入検査において債権回収会社の業務運営における問題点が確認された場合には、当該問題点を指摘し、債権回収会社による自主的な改善を求めるなどの対応を行っている。また、近時の立入検査においては、サービサー法 | | | | | |

違反の有無のみならず、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制整備に関する状況を詳細に検査し、必要に応じて支店や営業所等に対する検査を実施するなど、債権回収会社の業務運営がより適切に確保されるための監督に資するものとしている。

そこで、債権回収会社の適正な業務運営が確保されるための監督を実施するという目標に鑑み、債権回収会社に対する立入検査を実施した会社数を測定指標として選定した。また、年度ごとの目標値は、債権回収会社の適正な業務運営の確保のために必要な立入検査実施数として、これまでの立入検査の実績等を踏まえ、3か年以内に全ての債権回収会社に対する立入検査を実施することが適当と考えられることから、営業会社数の3分の1以上を設定した。

加えて、営業会社数の3分の1以上の値を明確にするため、年度末日現在の営業会社数を参考指標に選定した。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|--|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 立入検査を実施した会社数（社） （うち特別検査を実施した会社数（社）） | 39 (6) | 39 (4) | 38 (9) | 36 (1) | 集計中 | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 年度末日現在の営業会社数（社） （上記会社数の3分の1に当たる数） | 86 (29) | 84 (28) | 80 (27) | 77 (26) | 集計中 | | |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 | | |
|--|-----|------|------------------|------------------|------------------|
| | | 基準年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 2 当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数（件） | — | — | 29年度～元年度の平均を下回る数 | 30年度～2年度の平均を下回る数 | 元年度～3年度の平均値を下回る数 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

立入検査には、定期検査のほか業務運営が適正に行われていない疑いがある場合等に必要に応じて実施することとしている特別検査があるところ、立入検査において、業務運営が適正に行われていない疑いがあった場合、当該検査の指摘に対する改善状況を確認し、業務運営が適正に行われているかを把握するためにも特別検査を実施している。そして、当該特別検査により、当該債権回収会社において自主的な改善が期待できないと判断された場合など債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要があると認められるときは、業務改善命令が発出されることとなる。

このように、特別検査は、債権回収会社の適正な業務運営を確保するために特に必要があると認められる場合等に実施するものであることから、立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断されたものの件数を測定指標として選定することとし、次回検査において特別検査の必要があると判断される件数の減少が図られるよう、直近3か年の平均を下回る数を年度ごとの目標値として設定することとした。

なお、業務改善命令は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために必要がある場合に発出されるものであるから、業務改善命令を発出した件数を参考指標とした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 当該年度に実施した立入検査の結果、次回検査にて特別検査を実施する必要があると判断された件数（件） （当該年度の直近3か年の平均値（件）） | 3 (3.3) | 8 (3.7) | 1 (4.3) | 5 (4.0) | 集計中 | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 債権回収会社に対する業務改善命令の件数（件） | 0 | 2 | 0 | 0 | 集計中 | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|-----------------|-----------------|-------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度) | 10百万円 (8百万円) | 10百万円 (8百万円) | 10百万円 | — | 1, 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止するなどの観点から、債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また、債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため、全ての債権回収会社に対して定期的に実施する定期検査等を通じ、法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制整備についての的確に指導・助言を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発出するなどの監督事務を行っている。</p> <p>債権回収会社に対する立入検査に関しては、各債権回収会社の実情に則して的確に実施することにより、限られた人員及び予算の下で効果的な遂行に努めている。</p> <p>また、立入検査の結果については、指摘を行っているところ、当該指摘を受けた会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でない認められる場合は、更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。</p> | | | | — | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|-----------------|-----------------|-------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | 10百万円 (8百万円) | 10百万円 (8百万円) | 10百万円 | — |

*1 「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年法律第126号）

（目的）

第1条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法（昭和24年法律第205号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管

理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(19)）

| | |
|--------------------------------|--|
| 施策名 | 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 |
| 担当部局名 | 人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課 |
| 施策の概要 | 人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。 |
| 政策体系上の位置付け | 人権の擁護 (Ⅲ－11－(1)) |
| 達成すべき目標 | ・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。 ^{*1} ・人権相談窓口の周知広報活動，人権相談体制の整備及び調査救済体制の整備を通じて，人権侵害による被害の救済及び予防を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | ・今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たず，虐待によって子どもが命を落とすという痛ましい事案も発生している。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害も増加しており，これらの人権問題は大きな社会問題となっているところ，令和2年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現がより一層求められている。 こうした社会を実現するには，国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実にを行うことで，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。 ・また，このような社会の実現のためには，人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり，人権相談窓口の周知広報活動を通じて人権相談窓口の存在を広く認知してもらうとともに，人権相談体制の整備を通じて，虐待等による深刻な結果が生じる前に気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応するほか，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定，平成23年4月1日一部変更） ^{*2} |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | |
|-------------------------------|-----|------------|------|-----|-----|
| | | 基準年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 1 法務省が作成するポスター，新聞広告及び資料等を見聞きし | 55% | 平成26年度～28年 | 60% | 60% | 60% |

| | | | | | | | |
|---|-----------|---------|---------|---------|---------|-------------|-----|
| た者に占める人権に関する理解 や関心が深まった者の割合 (%) | 度の平均 値 | | | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | |
| <p>国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るには、多くの国民の目に触れるポスター、新聞広告及び資料等の表示型の人権啓発活動を活用することが有効であると考えられるところ、その効果を検証するため、インターネットを活用したモニター調査（以下「モニター調査」という。）を実施し、当該活動により「自分も、人の人権を尊重しなくてはいけないと思った」割合を測定指標に設定した。</p> <p>なお、基準年度の平均が概ね55%程度であることから目標値を60%として設定している。</p> | | | | | | | |
| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 法務省が作成するポスター、新聞 広告及び資料等を見聞きした者に 占める人権に関する理解や関心が 深まった者の割合 (%) | — | 59.3 | 55.3 | 53.1 | 46.6 | 43.5 | 集計中 |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| モニター調査で法務省が作成する ポスター、新聞広告及び資料等 を見聞きしたことがあると回答した 割合 (%) | — | 22.5 | 26.1 | 20.6 | 17.7 | 15.2 | 集計中 |
| 新聞掲載回数（回） | 6,032 | 5,840 | 5,135 | 4,754 | 4,624 | 5,372 | 集計中 |
| ポスター配布枚数（数） | 340,412 | 230,066 | 255,970 | 256,418 | 254,263 | 297,724 | 集計中 |
| 公式Twitterにおける平均インプレ ッション数（数） | — | — | — | — | — | 6,436 ※1 | 集計中 |

(※1) 平成31年1月以降の平均インプレッション数。

| | | | | | |
|--|------|-----------------------------|----------|-----|-----|
| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 | | |
| | 基準年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | |
| 2 人権シンポジウムにおいて人 権問題に関する理解・関心の深 まった者の割合 (%) | 85% | 平成26年 度～28年 度の平均 値 | 90% | 90% | 90% |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | |
| <p>日常生活の身近なところで発生する様々な人権問題や、社会的関心の高い人権課題について、より深く国民の理解を得るためには、それぞれの人権課題をテーマとしたシンポジウムを開催することが有効であると考えられるところ、その効果を検証するため、アンケート調査を実施し、当該活動により人権に関する理解</p> | | | | | |

や関心が深まった割合を測定指標に設定した。

なお、基準年度の平均が概ね85%程度であることから目標値を90%として設定している。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---------------------------------------|----------|------|------|------|------|------|-----|
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合（%） | 91.2 | 82.1 | 86.7 | 84.3 | 89.2 | 93.4 | 集計中 |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 人権シンポジウム ³ 1回当たり参加者数（人） | 159 | 205 | 304 | 215 | 134 | 238 | 集計中 |

| 測定指標 | 基準値 | | 年度ごとの目標値 | | |
|--|------|-----------------|----------|-----|-----|
| | 基準年度 | 基準年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 3 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合（%） | 75% | 平成27年度～28年度の平均値 | 80% | 80% | 80% |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るには、地域の実情を踏まえ、地方公共団体と連携した人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。

その効果を検証するため、モニター調査を実施し、当該活動により人権に関する理解や関心が深まった割合を測定指標に設定した。

なお、基準年度の平均が概ね75%程度であることから目標値を80%として設定している。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---|----------|------|------|------|------|------|-----|
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 法務省が地方公共団体と連携して実施する人権擁護活動において人権に関する理解や関心が深まった者の割合（%） | — | — | 74.2 | 73.0 | 85.0 | 68.8 | 集計中 |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| モニター調査で法務省が地方公共団体と連携して実施している人権啓発活動について見聞き・参加したことがあると回答した割合（%） | — | — | 9.9 | 9.6 | 9.6 | 9.1 | 集計中 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

| 測定指標 | 基準値 | 年度ごとの目標値 | | | |
|----------------------------|-------|----------|-------|--|--|
| | | 基準年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 |
| 4 モニター調査による人権相談窓口の認知度（%）※2 | 36.1% | 平成29年度 | 対前年度増 | 対前年度増 （ただし、前年度が前々年度の値を下回った場合は、前々年度増を目標とする。） | 対前年度増 （ただし、前年度が前々年度の値を下回った場合は、前々年度増を目標とする。） |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

人権相談窓口の存在が国民に認知されなければ相談窓口は利用されず、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握して迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが困難となるため、人権相談体制の整備と併せて、人権相談窓口の周知広報活動を行う必要がある。
その効果を検証するため、モニター調査を実施し、人権相談窓口の認知度を測定指標とした。

| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
|------------------------|----------|------|------|------|------------|------|-----|
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| モニター調査による人権相談窓口の認知度（%） | 27.2 | 28.3 | 29.4 | 27.6 | 36.1 ※3 | 40.4 | 集計中 |

| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | | | |
|---------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 |
| 「子どもの人権110番」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚） | 40,830 | 40,820 | 40,100 | 39,790 | 38,770 | 38,390 | 38,050 | 集計中 |
| 「女性の人権ホットライン」強化週間広報用ポスター配布枚数（枚） | 23,330 | 22,330 | 22,140 | 22,270 | 21,900 | 22,390 | 21,970 | 集計中 |
| 調査救済制度広報用ポスター配布枚数（枚） | 14,000 | 25,800 | 25,800 | 29,450 | 28,710 | 29,720 | 26,700 | 集計中 |

（※2）モニター調査による人権相談窓口の認知度は、人権相談窓口の周知広報活動の成果の測定指標ではあるものの、人権相談窓口の周知広報活動の成果のみをもって「人権侵害による被害の救済及び予防」の達成度合いを測ることはできない。

（※3）平成29年からモニター調査の回答方法を変更したため、単純比較はできない。

| 測定指標 | 基準 | 施策の進捗状況（目標） | |
|--------------|----|-------------|---------------------------|
| | | 基準年度 | 29年度～2年度 |
| 5 人権相談・調査救済体 | — | — | 法務局等における常設人権相談所のほか、デパートや公 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>制の整備</p> | | <p>共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット、手紙等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。</p> |
| <p>測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠</p> | | |
| <p>人権相談は、全ての人、特に、児童虐待等の身近な者にも助けを求め難い被害者にとってアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。</p> <p>また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。</p> <p>そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には、人権相談の種別ごとの件数、人権侵害事件の対応件数等の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。</p> | | |
| <p>施策の進捗状況（実績）</p> | | |
| <p>28年度</p> | | |
| <p>法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番⁴、女性の人権ホットライン⁵）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター⁶」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。</p> <p>また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> | | |
| <p>29年度</p> | | |
| <p>法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。</p> <p>また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵害事件として調査を行い、適切な措置を講じた。</p> | | |
| <p>30年度</p> | | |
| <p>法務局における面談や電話での相談のほか、デパート、公民館等における面談、専用相談電話（子どもの人権110番、女性の人権ホットライン）による人権相談、インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）などを開設するとともに、全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター」を配布するなど様々な手段を利用し、人権相談体制の整備を図りつつ、社会的弱者である子ども、女性に対しては、別途人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。</p> <p>また、人権侵害の疑いがある事案を把握した場合には、個々の事案に応じ、迅速かつ的確な措置を行った。</p> | | |

例えば、児童虐待など緊急対応を要する事案は、速やかに学校や児童相談所、警察などの関係機関と連携を図り、児童を救済するなどの措置を講じた。

| 元年度 | | | | | | | | |
|------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| - | | | | | | | | |
| 2年度 | | | | | | | | |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | | | | |
| | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 |
| 人権相談件数（全体）（件） | 266,489 | 256,447 | 253,414 | 236,403 | 225,073 | 225,040 | 216,239 | 集計中 |
| 「子どもの人権110番」における相談件数（件） | 28,384 | 28,847 | 25,711 | 25,195 | 23,317 | 22,122 | 21,351 | 集計中 |
| 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件） | 21,720 | 21,119 | 21,033 | 21,123 | 19,306 | 19,656 | 19,151 | 集計中 |
| 児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター」の通数（通） | 20,144 | 18,272 | 17,626 | 16,710 | 14,560 | 13,084 | 12,736 | 集計中 |
| 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件） | 606 | 671 | 584 | 605 | 538 | 545 | 497 | 集計中 |
| インターネットによる相談件数（件） | 7,384 | 8,776 | — ※4 | — ※4 | 9,232 | 8,351 | 8,957 | 集計中 |
| 人権侵害事件の新規救済手続開始件数（件） | 22,930 | 22,437 | 21,718 | 20,999 | 19,443 | 19,533 | 19,063 | 集計中 |
| 人権侵害事件の未済件数（件） | 1,172 | 1,421 | 1,344 | 1,268 | 1,152 | 953 | 1,076 | 集計中 |
| 人権侵害事件の対応件数（件） | 22,694 | 22,172 | 21,718 | 21,044 | 19,553 | 19,722 | 18,936 | 集計中 |

（※4）インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

| 達成手段 （開始年度） | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①人権侵害による被害者救済活動の実施 （昭和23年度） | 165百万円 （155百万円） | 232百万円 （220百万円） | 233百万円 | - | 4,5 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |

| | |
|--|---|
| 全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため、全国の法務局・地方法務局では、面接による相談のほか、電話やインターネット、手紙等により人権に関する相談を受け付けるほか、特に子どもについては全国の小中学生への「子どもの人権SOSミニレター」の配布等により児童虐待やいじめの早期発見・対応を図るなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告や人権侵害の疑われる事案を認知等した場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、緊急対応を要する場合は、児童相談所や学校などの関係機関と連携するなど、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。 | - |
|--|---|

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度) | 1,507百万円 (1,495百万円) | 1,537百万円 (1,522百万円) | 1,544百万円 | - | 1,2,3, 4,5 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4,000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。 | | | | - | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ③全国的視点に立った人権啓発活動の実施 (昭和23年度) | 337百万円 (326百万円) | 329百万円 (318百万円) | 361百万円 | - | 1,2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 全国中学生人権作文コンテストを実施したり、様々な人権課題(例: HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催したりするなど、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための人権啓発活動を実施している。また、多様な媒体(ポスター、新聞広告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、マスメディア等を活用した人権啓発活動等を実施している。 | | | | - | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ④人権関係情報提供活動等の委託等 (昭和62年度) | 208百万円 (208百万円) | 216百万円 (216百万円) | 206百万円 | - | 1,2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |

| | |
|--|---|
| 総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター ^{*7} (法人番号 7010405010487。以下「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業 ^{*8} 等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実を図る。 | - |
|--|---|

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|----------|------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託 (昭和48年度) | 1,093百万円 (1,093百万円) | 1,021百万円 (1,021百万円) | 1,069百万円 | - | 3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保するため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。 なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動等を行っている。 | | | | - | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初予算額 |
|------------|------------------------|------------------------|----------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | 3,309百万円 (3,276百万円) | 3,334百万円 (3,296百万円) | 3,413百万円 | - |

※指標の変更について

達成すべき目標のうち、人権尊重思想の普及高揚を図ることとしたものについて、より適正に評価を行うため、定性的な評価から、モニター調査やアンケート調査に基づく定量的な指標に変更した。なお、平成29年度から本計画の指標で評価する。

*1 「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動」

人権についての理解・関心の度合いが低い層に対しては、ポスター等の接触・認知型の啓発活動を行うことで興味・関心を引き起こし、人権についての理解・関心の度合いが高い層に対しては、人権シンポジウムや地方公共団体と連携して実施する人権啓発活動のような心理変容型の啓発活動を行うことで更なる人権意識の高揚を図っている。

*2 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*3 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として毎年度4回程度実施する啓発活動

*4 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

- *5 「女性の人権ホットライン」
全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話
- *6 「子どもの人権SOSミニレター」
子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。
- *7 「(公財)人権教育啓発推進センター」
人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業、情報収集・提供、調査・研究、研修事業のほか、人権教育・啓発を行う団体等への支援、人権教育・啓発に関する相談、人権に関する国際的連携事業を行っている公益財団法人
- *8 「人権ライブラリー事業」
人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（20））

| | |
|--------------------------------|---|
| 施策名 | 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理 |
| 担当部局名 | 訟務局訟務企画課 |
| 施策の概要 | 国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。 |
| 政策体系上の位置付け | 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理 （IV-12-（1）） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> 各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化、国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理を図る。 予防司法支援制度について、引き続き関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、予防司法支援制度の積極的な利用促進を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 争訟を適正・迅速に処理するため[*]には、訟務組織における人的・物的体制を充実させる必要があり、そのためには、職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることのほか、打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を訴訟の処理に反映させるとともに、テレビ会議装置等の事務合理化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要がある。 各行政機関が現に有し又は将来予想される紛争について、早期に解決し又は未然に防止するための一助として、予防司法支援制度の積極的な利用促進を図る必要がある。 |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第1項第31号^{*2} ○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第7条^{*3} ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）^{*4} |
| 政策評価実施予定時期 | 令和5年8月 |

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|--|----|------|---|
| | | 基準年度 | 30年度～4年度 |
| 1 訟務組織における人的・物的体制の充実強化 | - | - | 各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的利用により、事務処理の効率化を図る。 |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | |
| <p>争訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入替わりますが、新たに訟務の仕事を担当することになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。</p> | | | |

合理化機器を最大限活用することにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要がある。

そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、争訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | | | | | |
|---|---------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--|
| 29年度 | | 30年度 | | | | | 元年度 | | | |
| 平成29年度に開催した「研修」は、前年度との比較では、実施回数が減少しているが、平成25年度以降、全体として増加傾向にある。 | | 平成30年度に開催した「研修」は、前年度との比較では、実施回数及び延べ日数は減少しているが、参加人数は増加している。 | | | | | - | | | |
| 平成29年度に開催した「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数、延べ日数及び参加人数のいずれも増加している。 | | 平成30年度に開催した「打合せ会等」は、前年度に比較して、実施回数及び延べ日数のいずれも増加している。 | | | | | | | | |
| 事務合理化機器である「テレビ会議装置」は平成28年1月に全庁（51庁）に拡大したところ、前年度に比較して、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加している。 | | 事務合理化機器である「テレビ会議装置」は、前年度との比較では、延べ利用時間が減少しているが、平成28年1月に全庁（51庁）に拡大して以降、利用回数及び延べ利用時間のいずれも増加傾向にある。 | | | | | | | | |
| 2年度 | | | | | 3年度 | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | |
| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | |
| 審理期間が2年以内であったものの率及び判決数 | 達成率（％） | 87.1 | 86.4 | 85.6 | 86.2 | 85.9 | 83.2 | 集計中 | | |
| | 判決数（件） | 1,685 | 1,810 | 1,760 | 1,769 | 1,411 | 1,185 | 集計中 | | |
| | 全判決数（件） | 1,935 | 2,094 | 2,056 | 2,053 | 1,642 | 1,424 | 集計中 | | |
| 研修 | 実施回数（回） | 132 | 180 | 163 | 220 | 198 | 179 | 集計中 | | |
| | 延べ日数（日） | 255 | 323 | 302 | 356 | 364 | 299 | 集計中 | | |
| | 参加人数（人） | 2,834 | 3,964 | 3,800 | 5,152 | 4,465 | 4,471 | 集計中 | | |
| 打合せ会等 | 実施回数（回） | 123 | 142 | 146 | 146 | 160 | 171 | 集計中 | | |
| | 延べ日数（日） | 153 | 167 | 160 | 161 | 173 | 184 | 集計中 | | |
| | 参加人数（人） | 3,796 | 3,619 | 3,238 | 3,258 | 4,003 | 3,890 | 集計中 | | |
| 研修のアンケート | とても有意義であった（人） | 100 | 106 | 93 | 99 | 104 | 95 | 85 | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--|--|--|
| 結果 | 有意義であった(人) | 64 | 49 | 49 | 46 | 46 | 35 | 64 | | | |
| | どちらともいえない(人) | 4 | 2 | 3 | 0 | 1 | 3 | 6 | | | |
| | あまり有意義でなかった(人) | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 有意義でなかった(人) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | | | |
| テレビ会議装置 | 利用回数(回) | 637 | 836 | 1,477 | 2,091 | 2,234 | 2,459 | 集計中 | | | |
| | 延べ利用時間(時間) | 1,177 | 1,544 | 2,109 | 5,148 | 6,412 | 6,150 | 集計中 | | | |
| | 導入庁数 ⁵ (庁) | 25 | 25 | 51 | 51 | 51 | 51 | 集計中 | | | |

| 測定指標 | 基準 | 施策の進捗状況(目標) | |
|---------------------|----|-------------|---|
| | | 基準年度 | 30年度～4年度 |
| 2 予防司法支援制度の積極的利用の促進 | - | - | 予防司法支援制度について、関係行政機関に対して周知活動を行い、その積極的な利用促進を図る。 |

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門(訟務組織)は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり、助言などを行う予防司法支援を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、予防司法支援により、訟務組織としても、あらかじめ争点、問題点等について検討しておくことができるため、現実には訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、予防司法支援制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。

そこで、予防司法支援制度の積極的利用の促進を測定指標とし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

| 施策の進捗状況(実績) | | |
|---|--|-----|
| 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 周知活動として、行政機関等に出向くなどして予防司法支援制度の説明を799回行い、積極的な利用促進を図った。なお、予防司法支援の事件数は前年度より増加し、3,846 | 周知活動として、行政機関等に出向くなどして予防司法支援制度の説明を535回行い、積極的な利用促進を図った。なお、予防司法支援の事件数は前年度に比較して減少し | - |

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 件であった。 | | ているが、全国展開を図った平成29年度以降、3,000件を超える水準を維持している。 | | | | | | | | |
| 2年度 | | | | | | 3年度 | | | | |
| 参考指標 | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 |
| 予防司法支援事件数(件) | | 2,150 | 2,157 | 2,200 | 2,413 | 3,846 | 3,492 | 集計中 | | |
| 行政機関等予防司法支援制度の周知状況 | 打合せ会等での説明(回) | 79 | 83 | 85 | 87 | 83 | 85 | 集計中 | | |
| | 出向いての説明(回) | 378 | 368 | 453 | 383 | 716 | 450 | 集計中 | | |
| | 合計 | 457 | 451 | 538 | 470 | 799 | 535 | 集計中 | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度当初予算額 | 関連する指標 |
|---|--------------------|--------------------|--------|------------------|--------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①訟務事件の適正処理 (昭和22年度) | 873百万円 (823百万円) | 993百万円 (870百万円) | 961百万円 | - | 1,2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、また、訟務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。</p> <p>達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、予防司法支援制度の周知に必要な資料の作成や予防司法支援事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与することができる。</p> | | | | - | |

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計(執行額) | | | 2年度当初予算額 |
|------------|-----------|------------------------|------------------------|----------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | |
| | | 3,197百万円 (3,070百万円) | 2,101百万円 (1,936百万円) | 1,910百万円 |

(注) 平成29年度の執行額3,070百万円には、予備費使用額1,305百万円を含む。
平成30年度の執行額1,936百万円には、予備費使用額201百万円を含む。

*1 国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが国民から期待されている。この国民からの期待に応えるため、適切な訴訟活動を行うことが訴訟の適正な処理の内容となる。

また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律第7条1項参照）、これも、訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。

なお、係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」の以下のページに掲載している。

「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html)

「最近の主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html)

*2 「法務省設置法」(平成11年法律第93号)

(任務)

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを任務とする。

2・3 (略)

(所掌事務)

第4条 法務省は、前条第1項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十 (略)

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

三十二～三十九 (略)

2 (略)

*3 「裁判の迅速化に関する法律」(平成15年法律第107号)

(裁判の迅速化)

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

2・3 (略)

(当事者等の責務)

第7条 当事者、代理人、弁護士その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は、可能な限り裁判の迅速化に係る第2条第1項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説」(平成17年1月21日)

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。

*5 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示しており、平成27年度末までに全51庁に導入済みである。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2－(21)）

| | |
|--------------------------------|---|
| 施策名 | 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 |
| 担当部局名 | 出入国在留管理庁政策課 |
| 施策の概要 | 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ¹ 対策を推進する。 |
| 政策体系上の位置付け | 出入国の公正な管理 (V-13-(1)) |
| 達成すべき目標 | ・円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・不法滞在者等への対策を推進するため、不法滞在者に係る摘発等を強化するとともに、偽装滞在者 ² の疑いがある者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <p>・平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」³において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされているとおり、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものである。</p> <p>・このように政府を挙げての観光立国の実現に向けた各種施策により、今後、更なる外国人入国者数の増加が見込まれるところ、これに比例して、不法残留者等も更に増加する可能性が大きいことなどから、これら不法滞在者の取締りのため、摘発を強化するなどして、不法滞在者対策を推進していく。</p> <p>・「偽装滞在者」の増加が懸念されており、犯罪対策閣僚会議が取りまとめ、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」⁴においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度⁵により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。これを踏まえ、平成28年11月に公布（一部の規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）⁶により、偽装滞在者対策に関する罰則を整備するとともに、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたところ、出入国在留管理庁では、偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用することで偽装滞在者への対策を一層推進していく。</p> |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <p>○観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）</p> <p>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）</p> |
| 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 |

| 測定指標 | 基準値 | | 年ごとの目標値 |
|------|------|--|---------|
| | 基準年度 | | 2年度 |
| | | | |

| 1 入国審査待ち時間20分以内達成率 (%) | 集計中 | 元年度 | 対元年度増 | | |
|---|----------|-------------|--------------|--------------|---------|
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠 | | | | | |
| <p>平成29年1月から、全国の空港（ターミナル・入国審査場）ごとの計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）の総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測⁷⁾し、公表している。当該取組は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため、円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いを図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしたものである。本測定指標は、前年度を基準年として達成率を増加させることを目標としている。</p> <p>なお、目標達成のためには、①「入国審査官が審査ブースで審査を行う対象者の削減」及び②「入国審査官の1件当たりの審査ブースでの審査に要する時間の短縮」が必要であり、自動化ゲートの利用の促進は①、バイオカート⁸⁾の導入は②を実現するための手段として効果的であることから、参考指標としている。</p> | | | | | |
| 過去の実績 | 年度ごとの実績値 | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
| 入国審査待ち時間20分以内達成率 (%) | — | 72※ | 76 | 78 | 集計中 |
| 参考指標 | 年ごとの実績値 | | | | |
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 |
| 外国人入国者数 | 1,969万人 | 2,322万人 | 2,743万人 | 3,010万人 | 集計中 |
| 外国人出国者数 | 1,947万人 | 2,302万人 | 2,718万人 | 2,985万人 | 集計中 |
| 日本人帰国者数 | 1,626万人 | 1,709万人 | 1,788万人 | 1,891万人 | 集計中 |
| 日本人出国者数 | 1,621万人 | 1,712万人 | 1,789万人 | 1,895万人 | 集計中 |
| 自動化ゲートの利用者数 | 223万人 | 275万人 | 331万人 | 1,260万人 | 集計中 |
| バイオカートの導入状況 | — | 関西空港等3空港に導入 | 成田空港等12空港に導入 | 北九州空港等2空港に導入 | 羽田空港に導入 |

※ 平成29年1月～3月における実績値である。

| 測定指標 | 基準値 | | 年ごとの目標値 | |
|---|-----|-----|---------|--|
| | 基準年 | 元年度 | 2年 | |
| 2 在留資格取消件数 | 集計中 | 元年 | 対元年度増 | |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | |
| <p>在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や、付与された在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、そ</p> | | | | |

の中で偽装滞在者に対してもよりの確に対処できるようになったこと、また、平成28年11月に公布（一部規定を除き、平成29年1月施行）された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律により、偽装滞在者対策に関する罰則の整備や在留資格取消事由の拡充等の措置が講じられたことを受け、偽装滞在者に厳格に対応するため、在留資格取消制度の積極的な活用を図るとの観点から、在留資格取消件数の対前年増を目標値とした。

| 過去の実績 | 年ごとの実績値 | | | | |
|-------------|---------|-----|-----|-----|-----|
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 |
| 在留資格取消件数（件） | 306 | 294 | 385 | 832 | 集計中 |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年 | 年ごとの目標値 |
|------------|-----|-----|---------|
| | | | 2年 |
| 3 違反事件数（件） | 集計中 | 元年 | 対元年増 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

平成16年から始まった「不法滞在者5年半減計画」に基づき、摘発の強化等の施策を実施した結果、同計画開始当時、約25万人存在していた不法滞在者は、平成21年1月には約13万人まで減少した。その後も不法滞在者の一層の縮減に努めた結果、平成26年1月1日現在の不法残留者数は約5万9,000人まで減少した。しかし、平成27年1月1日現在の不法残留者数は約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、令和元年7月1日現在では約7万9,000人と増加基調にあるところ、政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、今後、更なる外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者数も更に増加する可能性が大きく、更なる不法滞在者の縮減に努める必要があり、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることにより、不法滞在者の縮減につながることから、違反事件数の対前年増を目標値とした。

| 過去の実績 | 年ごとの実績値 | | | | |
|----------|---------|--------|--------|--------|-----|
| | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 元年 |
| 違反事件数（件） | 12,272 | 13,361 | 13,686 | 16,269 | 集計中 |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|-----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①出入国管理業務の実施 (昭和25年度) | 6,856百万円 (6,630百万円) | 7,262百万円 (7,140百万円) | 10,756百万円 | — | 1,2,3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 本邦に上陸する外国人の上陸審査、帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を行う。 本邦に在留する外国人の在留資格の変更、在留期間の更新の許可、資格外活動の許可等を行う。 本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。 本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|--------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②中長期在留者 ⁹ 住居地届出 等事務の委託 (平成24年度) | 835百万円 (828百万円) | 1,078百万円 (1,072百万円) | 1,178百万円 | — | 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>在留管理制度においては、出入国在留管理庁長官が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ、中長期在留者等の外国人の住居地情報については、市町村の長が外国人からの届出を受理し、出入国在留管理庁長官に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、住居地の届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務¹⁰として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|--------------------|--------------------|-------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ③市場化テスト（民間競争 入札）導入に伴う民間業務 委託 (平成23年度) | 225百万円 (174百万円) | 186百万円 (168百万円) | 55百万円 | — | — |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務として、出入国管理業務手続に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。</p> <p>入国・在留手続の窓口業務として、在留資格取得許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、資格外活動許可申請、就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受付に関する事務等を行う。</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計（執行額） | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ④被收容者等の処遇 (昭和25年度) | 1,801百万円 (1,729百万円) | 2,003百万円 (1,963百万円) | 2,082百万円 | — | 3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や、罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき退去強制手続を受けることになっており、收容令書を発付された者及び退去強制手続の結果強制送還のための退去強制令書が発付された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続</p> | | | | — | |

を担保するため、収容施設に収容することとしている。

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑤バイオメトリクスシステムの維持・管理 (平成19年度) | 4,245百万円 (4,192百万円) | 5,064百万円 (4,999百万円) | 2,661百万円 | — | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人識別情報システム <p>上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報(バイオメトリクス)を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。</p> <p>なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国を認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。</p> ・自動化ゲートシステム <p>個人識別情報(バイオメトリクス)の事前登録を行った日本人及び在留外国人については、指紋認証ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供(在留外国人については指紋に加え顔写真も提供)することにより、通常よりも簡易な手続による出入(帰)国が可能となる。</p> <p>また、事前登録を行っていない日本人及び「短期滞在」の在留資格で在留し出国(再入国許可による出国を除く。)しようとする外国人についても、顔認証ゲートの通過時に旅券情報及び顔写真を提供することにより、通常よりも簡易な手続による出帰国(※)が可能となる。</p> <p>(※平成30年度に、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港、令和元年度に新千歳空港の出国・上陸審査場に導入し、日本人の出帰国手続において運用している。また、日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、令和元年度中には、羽田空港、成田空港、関西空港、福岡空港、中部空港及び新千歳空港において運用を開始している。)</p> | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|--|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑥出入国審査システムの維持・管理 (一年度) | 6,214百万円 (6,012百万円) | 5,118百万円 (5,104百万円) | 6,183百万円 | — | 1, 2, 3 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| <p>以下のシステムの運用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本人出帰国審査システム <p>日本人の出帰国手続のデータ管理システム</p> ・電子届出システム | | | | — | |

| |
|---|
| <p>中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して出入国在留管理庁長官に届け出るシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指紋照合システム 退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム ・事前旅客情報システム 乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム ・乗員上陸許可支援システム 海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム |
|---|

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初 予算額 | 関連 する 指標 |
|---|------------------------|------------------------|----------|----------------------|----------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ⑦外国人の出入国情報の管理 (－年度) | 2,089百万円 (2,059百万円) | 3,319百万円 (3,287百万円) | 2,924百万円 | － | 1,2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業 レビュー事業番号 | |
| 以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム ・外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム | | | | － | |

| 施策の予算額・執行 | 予算額計(執行額) | | | 2年度 当初予算額 |
|-----------|--------------------------|--------------------------|-----------|--------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | |
| | 22,265百万円 (21,624百万円) | 24,030百万円 (23,733百万円) | 25,839百万円 | － |

*1 「不法滞在者等」

不法残留者(正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者)や不法入国者(密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者)等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国在留管理行政上重要な課題となっている。

*3 「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)

- 第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善，通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ，革新的な出入国審査等を実現するため，関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し，平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ，今後も対象空港の拡大を検討する。

・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため，航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

・出入国管理上のリスクが低く，頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し，ビジネス旅行者のみならず，観光旅行者等の自動化ゲートの利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

・日本人出国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め，平成30年度以降本格的に導入し，日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため，個人識別情報を活用し，出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく，具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう，地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して，審査ブースの増設，施設の拡張等やC I Qに係る予算・定員の充実を図り，訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

・増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立するため，入国管理当局の情報収集，分析及び活用のための体制強化を図ることにより，全ての乗客の乗客予約記録（PNR：Passenger Name Record）の電子的な取得等，情報収集を一層進め，更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について，主要7空港を中心に検討を進める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

II 治安の現状と戦略の概要

3 戦略の構成

（6）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により，不法残留者は大幅に減少したが，平成25年1月1日現在においても，なお，約6万2千人が存在している。また，近年は，偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により，身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが，治安対策上懸念されている。

そこで，平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し，不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し，効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

III 戦略の内容

6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（3）情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し，外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため，新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え，入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し，偽装滞

在の実態説明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「新しい在留管理制度」

平成21年7月15日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が公布され、平成24年7月9日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日から導入された制度で、従来、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき出入国在留管理官署が把握していた情報と、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき市区町村が把握していた情報を基本的の一つにまとめ、出入国在留管理庁長官が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②出入国在留管理庁長官が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国在留管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*6 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号）（一部概要）

（平成28年11月28日公布、平成29年1月1日施行（一部の規定を除く。））

・偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者及び営利の目的でその実行を容易にした者に対し、不法入国や不法上陸と同等の罰則を設けるとともに、それに伴う退去強制事由や在留資格取消事由の整備を行った。

・正当な理由なく在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、3か月以上経過していなくとも、その在留資格を直ちに取り消すことを可能とし、また、その者が逃亡すると疑うに足る相当の理由がある場合には、出国猶予期間を指定することなく、直ちに退去強制手続に移行する規定を設けた。

・在留資格の取消しに関する事実の調査については、入国審査官に加えて、入国警備官が行うことも可能とした。

*7 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省HP上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*8 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を前倒しで取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

*9 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者、特例上陸許可を受けている者等は中長期

在留者に含まれない。

*10 「第1号法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

令和2年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省2-（22））

| | |
|-------------------------------|--|
| 施策名 | 法務行政における国際協力の推進 |
| 担当部局名 | 法務総合研究所総務企画部企画課 |
| 施策の概要 | 国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。 |
| 政策体系上の位置付け | 法務行政における国際化対応・国際協力 （VI-14-（2）） |
| 達成すべき目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 |
| 目標設定の考え方・根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判・犯罪者処遇等の実務運用の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られ、持続可能な開発目標（SDGs）を達成するため、これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。 ・そのため、刑事司法分野については、犯罪予防、捜査・公判、犯罪者の処遇等を効果的に実施するための法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）が重要である。 ・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。 |
| 施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> ○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*1} ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）^{*2} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）^{*3} ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）^{*4} ○インフラシステム輸出戦略（令和元年6月3日改訂）^{*5} 第2章-2-（3）① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備 ○成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）^{*6} I-10-（2）ii）①イ）官民一体となった競争力強化、受注獲得に向けた戦略的取組 ○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）^{*7} 第2章-5-（7）② 治安・司法 ○知的財産推進計画2019（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）^{*8} （附表）「工程表「知的財産推進計画2017からの継続項目」-19及び99 ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）^{*9} II-（1）-イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 ○日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）^{*10} II-B. 4 法律及び司法協力 |

| | |
|----------------|--------|
| 政策評価実施 予定時期 | 令和6年8月 |
|----------------|--------|

| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況（目標） |
|---------------------------------------|----|----------|---|
| | | 基準年 度 | 2年度～5年度 |
| 1 国連アジア極東犯罪防止研修 所を通じた国際研修の実施状 況 | — | — | 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。 |

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値などを分析し、目標達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要である。さらに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（PNI）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不可欠である。

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

| 施策の進捗状況（実績） | |
|-------------|-----|
| 元年度 | 2年度 |
| — | |
| 3年度 | 4年度 |
| | |

| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
|-------------------|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 国際研修の実施件数（回） | 10 | 11 | 11 | 10 | 集計中 | | | |
| 国際研修への参加人数（人） | 193 | 218 | 205 | 180 | 集計中 | | | |
| 国際研修参加者の研修に対する満足度 | 別紙1のとおり | | | | | | | |
| 国際会議への参加回数（回） | 16 | 23 | 26 | 15 | 集計中 | | | |
| 国際会議への参加人数（人） | 27 | 34 | 45 | 36 | 集計中 | | | |

| 測定指標 | 基準 | 施策の進捗状況（目標） | | | | | | | |
|--|----------|-------------|--|------|-----|-----|-----|-----|--|
| | | 基準年度 | 2年度～5年度 | | | | | | |
| 2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況 | — | — | 法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 | | | | | | |
| 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | | | | | | | | | |
| <p>支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。</p> <p>そこで、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し、下記参考指標の実績値等を分析することにより、支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。</p> | | | | | | | | | |
| 施策の進捗状況（実績） | | | | | | | | | |
| 元年度 | | | | | 2年度 | | | | |
| — | | | | | | | | | |
| 3年度 | | | | | 4年度 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 参考指標 | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | |
| 国際研修の実施件数（回） | 11 | 16 | 14 | 12 | 集計中 | | | | |
| 国際研修への参加人数（人） | 162 | 237 | 204 | 175 | 集計中 | | | | |
| 国際研修参加者の研修に対する満足度 | 別紙2のとおり | | | | | | | | |
| 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回） | 13 | 16 | 26 | 40 | 集計中 | | | | |
| 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人） | 22 | 31 | 46 | 48 | 集計中 | | | | |
| 法制度整備支援に 依頼件数（回） | 22 | 35 | 21 | 16 | 集計中 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|--|---------|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|--|
| 関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。 | 派遣件数(回) | 23 | 33 | 22 | 15 | 集計中 | | | |
| 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。 | 依頼人数(人) | 30 | 41 | 28 | 18 | 集計中 | | | |
| | 派遣人数(人) | 31 | 39 | 29 | 17 | 集計中 | | | |
| 国際専門家会議の開催回数(回) | | 1 | 1 | 1 | 1 | 集計中 | | | |
| 国際専門家会議への参加人数(人) | | 176 | 164 | 159 | 178 | 集計中 | | | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度当初 予算額 | 関連する 指標 |
|--|-------------------|--------------------|--------|------------------|------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ①国際連合に協力して行う国際協力の推進(昭和36年度) | 105百万円 (99百万円) | 126百万円 (108百万円) | 133百万円 | — | 1 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| 国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。 | | | | — | |

| 達成手段 (開始年度) | 予算額計(執行額) | | | 2年度当初 予算額 | 関連する 指標 |
|--|--------------------|--------------------|--------|------------------|------------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | |
| ②開発途上国に対する法制度整備支援の推進(平成7年度) | 153百万円 (127百万円) | 176百万円 (140百万円) | 180百万円 | — | 2 |
| 達成手段の概要等 | | | | 令和2年行政事業レビュー事業番号 | |
| <p>・相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令や経済法の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。</p> <p>・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国</p> | | | | — | |

際社会の平和と安全に貢献する。

| 施策の予算額・執行額 | 予算額計（執行額） | | | 2年度 |
|------------|--------------------|--------------------|--------|-------|
| | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 当初予算額 |
| | 258百万円 (226百万円) | 302百万円 (248百万円) | 313百万円 | — |

*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言」（平成20年6月11日～13日東京会議）

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8 司法・内務閣僚宣言」（平成20年6月11日～13日東京会議）

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はこの、適切な二国間、地域間又は多国間のチャンネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年5月改訂）

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略」（令和元年6月3日改訂）

「インフラ海外展開のためのビジネス環境整備」の取組として、「二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する。」とされている。

*6 「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）

成長戦略フォローアップにおける鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「人材育成、法制度整備などのソフトインフラ支援を着実に実施する」とされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）

治安・司法等の確保の取組の一つとして「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとして国連・関係

各国と連携しつつ、京都コンGRESS2020を成功させ、成果を展開すべく、司法分野の国内外の取組「司法外交」を外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。この中で、国際協力としての人材育成・法制度整備支援を強化」とされている。

*8 「知的財産推進計画2019」（令和元年6月21日知的財産戦略本部決定）

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」とされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」とされている。

*9 「開発協力大綱」（平成27年2月10日閣議決定）

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「日メコン協力のための東京戦略2018」（平成30年10月9日採択）

東京にて開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

| 指標 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|
| 研修参加人数 | | 218 | 205 | 180 | 集計中 |
| 質問 | 回答区分※3 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。 | 非常に役立った。 | 74.8%(163人) | 73.7%(151人) | 79.2%(141人) | 集計中 |
| | 役立った。 | 24.8%(54人) | 26.3%(54人) | 19.7%(35人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | 0.5%(1人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 役立たなかった。 | 0%(0人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 全く役立たなかった。 | 0%(0人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 無回答※3 | 0%(0人) | 0%(0人) | 2.2%(4人) | 集計中 |
| 全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※1 | 非常に有益であった。 | 72.6%(143人) | 70.4%(131人) | 77.5%(124人) | 集計中 |
| | 有益であった。 | 23.9%(47人) | 26.3%(49人) | 21.3%(34人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | 2.5%(5人) | 3.2%(6人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 有益ではなかった。 | 1.0%(2人) | 0.5%(1人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 全く有益ではなかった。 | 0%(0人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 無回答※3 | 0%(0人) | 0.5%(1人) | 2.5%(4人) | 集計中 |
| グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※2 | 非常に役立った。 | 75.4%(153人) | 70.3%(130人) | 66.5%(103人) | 集計中 |
| | 役立った。 | 24.1%(49人) | 27.6%(51人) | 28.4%(44人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | 0.5%(1人) | 1.6%(3人) | 1.3%(2人) | 集計中 |
| | 役立たなかった。 | 0%(0人) | 0.5%(1人) | 0.6%(1人) | 集計中 |
| | 全く役立たなかった。 | 0%(0人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 無回答※3 | 0%(0人) | 0.5%(1人) | 2.6%(4人) | 集計中 |
| アジア研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。 | 非常に有益であった。 | 74.8%(163人) | 78.5%(161人) | 78.1%(139人) | 集計中 |
| | 有益であった。 | 23.9%(52人) | 21.5%(44人) | 20.8%(37人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | 0.9%(2人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 有益ではなかった。 | 0.5%(1人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 全く有益ではなかった。 | 0%(0人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 無回答※3 | 0%(0人) | 0%(0人) | 2.2%(4人) | 集計中 |
| この研修に参加したことは、自国の刑事司法の発展に有益であったか。 | 非常に有益であった。 | 75.7%(165人) | 79.5%(163人) | 79.2%(143人) | 集計中 |
| | 有益であった。 | 22.9%(50人) | 19.0%(39人) | 18.0%(32人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | 1.4%(3人) | 1.5%(3人) | 0.6%(1人) | 集計中 |
| | 有益ではなかった。 | 0%(0人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 全く有益ではなかった。 | 0%(0人) | 0%(0人) | 0%(0人) | 集計中 |
| | 無回答※3 | 0%(0人) | 0%(0人) | 2.2%(4人) | 集計中 |

※1 刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。

※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。

※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

| 指標 | | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 研修参加人数 | | 237 | 206 | 176 | 集計中 |
| アンケート回収数 | | 237 | 204 | 174 | 集計中 |
| アンケート回収率 | | 100.0% | 99.0% | 98.9% | 集計中 |
| 質問 | 回答区分 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 研修内容を理解できたか | 十分理解できた。 | - | - | 75.6% (133人) | 集計中 |
| | 概ね理解できた。 | - | - | 22.7% (40人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | - | - | 0.6% (1人) | 集計中 |
| | あまり理解できなかった。 | - | - | 0% (0人) | 集計中 |
| | ほとんど理解できなかった。 | - | - | 0% (0人) | 集計中 |
| 新しい知識を習得したか | 多くの知識を習得できた。 | 74.7% (177人) | 71.1% (145人) | 76.6% (135人) | 集計中 |
| | 習得できた。 | 25.3% (60人) | 28.9% (59人) | 21.0% (37人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | 0% (0人) | 0% (0人) | 1.1% (2人) | 集計中 |
| | 習得できなかった。 | 0% (0人) | 0% (0人) | 0% (0人) | 集計中 |
| | 全く習得できなかった。 | 0% (0人) | 0% (0人) | 0% (0人) | 集計中 |
| 自身又は所属組織の業務に役立つものだったか | すぐに役立つものであった。 | - | - | 31.3% (55人) | 集計中 |
| | 応用すれば役立つものであった。 | - | - | 55.7% (98人) | 集計中 |
| | 将来的には役立つものであった。 | - | - | 14.2% (25人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | - | - | 0% (0人) | 集計中 |
| | 将来的にも役立つものではなかった。 | - | - | 0% (0人) | 集計中 |
| | (無回答) | - | - | 0.6% (1人) | 集計中 |
| 研修が有意義であったか | 大変有意義であった。 | 77.6% (184人) | 76.5% (156人) | 80.7% (142人) | 集計中 |
| | 有意義であった。 | 21.9% (52人) | 23.5% (48人) | 17.6% (31人) | 集計中 |
| | どちらとも言えない。 | 0% (0人) | 0% (0人) | 0% (0人) | 集計中 |
| | 有意義でなかった。 | 0% (0人) | 0% (0人) | 0% (0人) | 集計中 |
| | 全く有意義でなかった。 | 0% (0人) | 0% (0人) | 0% (0人) | 集計中 |
| | (無回答) | 0.5% (1人) | 0% (0人) | 0.6% (1人) | 集計中 |

※「自身又は所属組織の業務に役立つものだったか」については、複数回答している者がいるため、合計人数が異なる。